

官報

令和三年六月十六日

○第二百四回 参議院會議録第三十二号

令和三年六月十六日(水曜日)

午前零時十一分開議

○議事日程 第三十二号

令和三年六月十六日

午前零時十分開議

- 第一 議院運営委員長水落敏榮君解任決議案
(吉川沙織君外一名発議)(前会の続)
- 第二 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 一、日程第一及び第二
- 一、中央選挙管理委员会委员の指名
- 一、法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願外二百六十三件の請願
- 一、委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

○議長(山東昭子君) これより会議を開きます。

日程第一 議院運営委員長水落敏榮君解任決議案(吉川沙織君外一名発議)を前会に引き続き議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。吉川沙織さん。

令和三年六月十六日 参議院會議録第三十二号

議院運営委員長水落敏榮君解任決議案

(議案は本号末尾に掲載)

(吉川沙織君登壇、拍手)

○吉川沙織君 立憲民主党の吉川沙織です。

私は、ただいま議題となりました水落敏榮参議院議院運営委員長解任決議案に対し、提案の理由を御説明申し上げます。

本会議先例二〇六号、「委員会の審査を終わつた案件は、議院の議決により議事日程に追加する場合を除き、次会の議事日程に記載する」。

十四日夕刻の議院運営委員理事会において、さらには内閣不信任決議案提出後に開会された議院運営委員理事会において、最大会派からは全く提案のなかった重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案(閣法第六二二号)の今回の緊急上程は、先例上、そして国会の議事運営の常道からすれば、これに外れるものであると言わざるを得ません。

今回、突如として提案されたこの緊急上程は、予算案や年度末の日切れ議案など、例外的に認められるべきものです。委員会で瑕疵なく採決された議案であれば、それぞれの賛否は別にして、次の本会議の議事日程になることが原則であり、理解をします。ただ、十六日は会期末予定日であることからしても、その本会議の議事日程として正常な形で議院運営をすべきではないでしょうか。

本法案の採決を扱う議事日程を緊急上程で強行的に追加されるのではなく、十六日の本会議で通常どおり扱いさえすれば、それぞれの賛否は別にして、原則に従って正常に扱うことができるのです。

先ほどの議院運営委員理事会においても、先例上も次の本会議が原則であることを申し上げ、その本会議で扱いましょうと幾度も提案させていただきました。にもかかわらず、今回強行的に議事運営の常道から外れた形で議事日程の追加をされるのであれば、そして、それを議院運営委員長が容認なさるのであれば、議院運営委員長に対する解任決議案を出さざるを得なかったのです。

しかも、十四日夕刻の議院運営委員理事会においては、最大会派から驚くべき提案がなされたのです。それは、法的拘束力を有し、全てに優先するとされる解釈と慣例が定着している内閣不信任決議案が提出されたとしても、十五日十時の本会議を定刻どおり開会し、内閣委員長解任決議案を扱いたいという提案でした。

内閣不信任決議案は、仮にですが、可決されれば憲法第六十九条の規定により内閣は解散が総辞職を選ばざるを得ないものであり、その議案が提出されれば、その処理が行われるまで衆参共に本会議や委員会を開会すること自体行われていません。この国会運営のルールが確立して以降は、当然、院の構成に関わるからといって先に処理した例も見当たりません。国会運営のルールが確立する前、昭和二十年代、三十年代の例はあつたとしても、今は内閣不信任決議案が処理されるまで参議院の本会議、委員会が動かないのは、その性質に鑑み、当然ではないでしょうか。

そういった過去の例を調べも検討もせず、国会運営の慣例をいとも簡単に覆す提案を幾度も続け、最終的に三回目の議院運営委員理事会でようやくあり得ない提案を撤回し、本会議開会に

至ったのですが、法規、先例を重視する私自身にとつておおよそ信じ難い議院運営委員理事会でした。これまで議会の先人が積み上げてきたルールを顧みない、あり得ない前例を最大会派自らが作ってしまうところ。だつたためです。

立法院に身を置く議員人は、議会の先人の知恵で積み上げられてきた法規、先例を大事に議院運営に携わるべきであると考えます。もちろん、法規と違つて、先例は時代によつて変わつていく側面もあるでしょうし、墨守するものでもないと思います。しかし、先例は法的拘束力を有しないものの、これまでの議事運営の積み重ねであり、議会の先人の知恵の結果であり、十分尊重すべきものであると思います。

最近では、どちらかといえば政略的配慮を優先し、先例をないがしろにする傾向があるのではないのでしょうか。新自由主義的発想での議院運営は、その都度態度を決めればよいとするルールなき議院運営につながるおそれもあると思っています。土地利用規制法案の緊急上程も、十四日夕刻の議院運営委員理事会の提案も、まさにルールなき国会運営そのものです。

土地利用規制法案については、その趣旨と必要性について理解はします。今から十年前、平成二十三年、当時の民主党は、外国人による土地取得に関するPTを設置し、外国人や外国資本による土地買収について規制策を検討し、実際に法改正を行つている経験があるからであり、規制の必要性については同意するところです。なお、本法案は、外国資本の土地購入を規制するものではありません。

土地利用規制法案は、与党内でも協議が難航したために、内閣自らが定めた閣法提出期限に今国会唯一提出遅延するほど課題が多く、会期末まで二週間を切つた中、会期内には十分な審議期間の確保も見通せない中、残念ながらこのような形に

なることも予想されましたので、六月三日の議院運営委員会でも審議入りには慎重な立場で意見表明を行いました。

六月八日の内閣委員会の質疑でも明らかにしましたが、参議院の審議期間の確保については、昭和四十八年三月十九日、昭和四十九年五月十日、各会派代表者懇談会での議論を踏まえ、参議院議長が衆議院に対し、二十日間の参議院の審議期間の確保について申し入れたことを端緒とし、昭和五十七年二月二十四日には、参議院改革協議会の答申で、また平成八年十二月十六日の参議院制度改革検討会の答申において、二十日間の審議日数の確保を衆議院に申し入れています。

衆議院で使用される重要広範議案という概念もありますが、これは申入れ当時にはなかった、平成十一年以降に使われている言葉です。土地利用規制法案が安全保障の観点から国民の権利を制約し、義務を課そうとするものであることからすれば、平成八年までの申入れ当時における重要議案に本法案は該当するものであり、本院での十分な審議期間の確保が必要であったと考えます。

私は、立法院と行政府の関係については、これまで東ね法案や包括委任規定を問題として、五年半前から議院運営委員会理事会、本会議や予算委員会、質問主意書等で再三にわたり指摘してきました。東ね法案は、法律案を束ねることによって国会審議を形骸化するとともに、国会議員の表決権を侵害しかねないものであること、包括委任規定を含む法律案は、細目的事項を具体的に明示せず、実施命令の根拠規定を法律に設けようとするものであり、法律による行政の原理の意義を埋没させるおそれがあるとともに、立法院の空洞化、これを招来しかねないといった問題を抱えているものです。

国会は、憲法上、国権の最高機関であり、国の唯一の立法機関として、法律による行政の根拠で

ある法律を制定するとともに、行政執行全般を監督する責務と権限を有しています。国会の憲法上の責務と権限を侵害しかねないような東ね法案と包括委任規定については、立法院と行政府の関係が改めて問われている今こそ、与党が野党とは関係なく、行政府に対して厳に慎むべきと主張すべきではないでしょうか。

今回、このような形で緊急上程してまで成立させたという土地利用規制法案には、典型的な包括委任規定が包含されています。法第二十四条、「この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、内閣府令で定める。」とするものです。

法律を実施し、又は施行するため必要な細目的事項を定めるいわゆる実施命令については、憲法第七十三条第六号、内閣府設置法第七条第三項、国家行政組織法第十二条第一項に基づき、個別の法律による特別の委任がなくとも制定することができるとされていますが、実際には多くの法律において実施命令の根拠規定が設けられています。

例えば、本法案と同じように内閣府令の委任を置いている法律の一つとして、平成十六年に全部改正された信託業法があります。第八十九条、「この法律に定めるもののほか、この法律の規定による免許、登録、認可、承認及び指定に関する申請の手続、書類の提出の手続、記載事項及び保存期間その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。」と内閣府令で定めるべき事項を具体的に書いてあります。

実施命令の定立には個別法による授權は必要ないとしていても、具体的に規定する事項を明示することが法律による行政の趣旨に鑑みても適当であり、ある意味では、我が国の法律の圧倒的多数が閣法である中でも維持されてきた行政府の矜持でもあるように思います。

的な事項には一切触れることなく、この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は内閣府令で定めるなどとする包括委任規定を置くこととする法律案が増加しているところであり、この傾向には危惧を抱いています。

実施命令において規定することができるとする事項は法律を実施するために必要な細目的事項に限られるとされていますが、包括委任規定の文言には実施命令で規定すべき事項が具体的に記載されていないため、実際に実施命令が制定されるまでは、果たして本当に法律を執行するための細目的事項に限られているのかどうか、必ずしも明らかではありません。もしかしたら、実質的に国民の権利を制限したり国民に義務を課したりすることとなるような事項が定められるかもしれないという懸念は常に付きまとい、将来的にどうなるか分からない不安を抱えることとなります。

包括委任規定に関しては、東ね法案と併せて国会質疑や質問主意書等でたまた後、一旦その件数は減りました。ただ、閣法において包括委任規定の存在を認めれば、その内容を具体的に何を定めているか、委員会質疑のたびに確認してまいりました。それは、立法院として、立法院の審議の場で明らかにするのが筋であるためです。このような視点から見ると、土地利用規制法案第二十四条においては、何一つとして具体的な例示がなされていません。

六月八日、内閣委員会での質疑において、土地利用規制法案第二十四条の包括委任規定、「この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、内閣府令で定める。」とする、必要な事項とは何かお伺いいたしました。そうしましたら、内閣官房から、「現時点におきまして、この規定に基づき、この法律の実施のために必要な事項として法執行上の手続的な事項を、具体的にこういうことを定めるということを内閣府令で定

めるということは想定していない」との答弁があったのです。

まさか、想定を一つもしないとの答弁が返ってくるとは予想だにせず、愕然としました。立法院の一員としては、何らの想定すらしていないのであれば、この規定を設ける必要性、根拠は全くなく、これはまさに立法院権の侵害そのもので、白紙委任も甚だしいことだからです。

これまで、先ほども申し上げましたとおり、包括委任規定を置くこととする条文があれば、そしてその法律案を認めれば、各府省庁に国会質疑を通じて確認してきましたが、具体的な手続事項として全て想定はありました。それすらないとすれば、包括委任規定である法第二十四条は撤回すべき条文であると強く指摘せざるを得ません。

先ほども述べたとおり、実施命令は個別の法律による特別の委任がなくとも制定することができるとされていますが、実際には、どのような事項を実施命令で定めるところのかを具体的に明示した規定が法律に設けられてきました。法律を実施し、又は施行するため必要な細目的事項を定めるといふ名目で何でもかんでも実施命令に落とし込むことを可能としようものでは、法律による行政の原理の意義が埋没していき、国会による立法行為が空洞化してしまいかねません。

本法案は、時間不足で詳細を詰め切ることができなかつたためなのか、本来であれば法律で規定するべきであるような事柄であつても基本方針で定めることとされるなど、全体として法律による規律密度が低いと言わざるを得ません。このため、法律による行政の原理から逸脱することがないか、強く危惧します。

しかも、法律案自体がこれだけ不明瞭であると、後になって本来は法律で定めるべき内容が定められていないことが判明し、下位法令でそれを無理やり補うこととなり、結果的に第二十四条の

内閣府令が国民の権利を制限したり、国民に義務を課したりすることになるのではないかと非常に懸念しています。

事実、平成二十五年に成立した新規制定法において、最初に法律で規定した条文が不十分であったために、政省令に委任する事項が度を過ぎて、最終的に平成二十九年に改正を余儀なくされた開法があります。これも法制定時の規律密度が余りに低かったことに起因するものですが、当該法律は私権制限を伴う法律ではありません。ここは今回の法案と決定的に違う点です。国民の私権を制限し義務を課す、しかも刑事罰まで規定されている法案である以上、可能な限り法律で具体的に規定する、そのような法律を制定するのが立法院としての責務です。これらの問題を見越したまま本会議の運営を正常ではない形で押し進めようとする議院運営委員長に解任決議案を出さざるを得ませんでした。

本法案の問題点についてこれまで申し上げましたのは、包括委任規定、ただ一点のみです。ほかに運用上懸念される事項を挙げれば枚挙にいとまがありません。

私は、六月八日の内閣委員会で九十分間の質疑に立ちましたが、主たる論点を挙げたのみで、時間が足りず、まだまだ質疑すべき事項、そして先ほどから繰り返し申し上げてきた立法院の審議の場で明らかにすべき事項がまだまだ残されています。にもかかわらず、当初、最大会派から提案すらなく、先ほど委員会採決したばかりの土地利用規制法案を議了案件として扱うことの議事日程の追加を容認されてしまったため、残念ながら議院運営委員長に解任決議案を出さざるを得なかったのです。原則の例外である緊急上程という形で議事日程を追加することは容認できません。

土地利用規制法案について、今後の運用に大きな懸念のある包括委任規定一点に絞ってのみ指摘

申し上げてまいりましたが、規制が私権制限を伴うこと、規制対象が条文に明示されていないことなど、包括委任規定以外にも問題や課題が山積しています。

今回の議事日程の追加は、与党が野党かは関係なく、充実した審議期間の確保を衆議院に申し入れられてこられた参議院の議会の先人の思いを踏みにじるものであると申し上げ、水落議院運営委員長の解任を求めて、私の提案理由の説明を終わります。(拍手)

○議長(山東昭子君) 本決議案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。高橋克法さん。

(高橋克法君登壇、拍手)

○高橋克法君 自由民主党の高橋克法です。

自民、公明を代表いたしまして、ただいま議題となりました水落敏衆議院運営委員長解任決議案に対し、断固反対の立場から討論をいたします。

今回、一部野党が提出した解任決議案は誠に不可解なものであります。水落議院運営委員長による議院運営のどこにも解任の理由はありません。これまでも、水落委員長は、広く与野党理事から意見を聞き、十分な議論を重ねて丁寧に委員会を運営されてきました。

重要土地等調査法案を理由に掲げておりますが、それであれば、内閣委員会において、野党の要求であった内閣委員会と外交防衛委員会の連合審査、そして参考人質疑も開催をし、衆議院を上回る審議時間を確保して質疑を充実させてきた上で採決されてきた法案を、議了案件として本会議で採決しない理由などどこにもありません。内閣

委員長の報告を受けて、その上で肅々と本会議で参議院としての意思を示すことが、良識の府参議院が築き上げてきた議会制民主主義の姿ではないでしょうか。

それを、法案の採決を阻止するために、全くもって非のない議院運営を行ってきた水落議院運営委員長の解任決議を提出するとは、余りにも理不尽極まりないものと言わざるを得ません。

また、委員会での審議を通じて、今回の重要土地等調査法案は、私権保護とバランスを取りながら、安全保障上のリスクがある土地等の利用状況を調査した上で、必要に応じて防衛関係施設等の機能を阻害する土地等の利用に一定の規制を課すことを柱としており、我が国の安全保障をめぐる内外の諸情勢の中で必要不可欠なものであることは明らかにしております。

それにもかかわらず、本会議での採決を止めるために解任決議案を提出するとなれば、これまで参議院で培ってきた委員会審査というやり方を踏みにじることになってしまいます。

水落議院運営委員長は、戦時中、雪深く越後の地に生をうけ、二歳半で父親を戦争で亡くされました。その後、戦没者遺族として厳しい戦後の復興期を過ごされました。一家の大黒柱を失ったことで、お母様は夜明け前から深夜まで働きついで生計を支えられていました。また、御自身も働きながら学校に通われたと伺っております。厳しい青春でしたが、持ち前の忍耐と努力で勉学に仕事に無我夢中で取り組まれ、また、同じ境遇の仲間と働けること、そして、お母様に仕送りができることが一番の喜びであったと伺っています。

その後、自らの体験を踏まえ、ありふれた幸せを奪っていった戦争を憎む気持ちを胸に、二度と戦争を繰り返さないという戦争遺族の声を国政に届けるため参議院議員となり、昼夜間わず邁進してこられました。

高齢化する戦没者遺族が元氣なうちに御遺骨を祖国にお迎えすべく、遺骨収集を国の責務とした議員立法、戦没者遺骨収集推進法の取りまとめと成立に向けて尽力されました。

若い世代の方々に平和の尊さを伝えることにも汗をかいておられます。今回の新型コロナウイルス感染症の中、不安が絶えない大学生の方々に向けて、国会議員の一人として、思うような大学生活を送ることができない学生の皆さんに心からおわびを申し上げるとともに、このような状況下で、学生の皆さんが戦没者遺児である自分の体験に触れることで、当たり前と思われる平和な社会の尊さを考え、家族を始め周囲の方々とのお出合いに感謝し、与えられた時間を大切に、何事にも前向きに挑んでほしいと謙虚に伝えておられたインタビューが私には印象的でありました。

これまでの委員会でも、常に与野党の言い分に真摯に耳を傾けて、お互いに歩み寄ることができるよう丁寧に、そして誠実に職責を果たしてきた委員長の姿勢はどこにおいても変わらないうと強く感じております。しかし、一部野党は、公正中立な運営を続けてきた水落委員長に解任決議を提出したのであります。本心に悲しみでいっぱいであります。

重ねて申し上げますが、水落議院運営委員長の人柄や実績は多くの方々から尊敬をされております。全く解任決議案に理由はありません。そのことをはっきりと示すためにも、圧倒的な多数で否決されるべきであると申し上げて、私の反対討論といたします。(拍手)

○議長(山東昭子君) 白眞勲さん。

(白眞勲君登壇、拍手)

○白眞勲君 立憲民主・市民の白眞勲でございます。

私は、会派を代表いたしまして、ただいま議題となりました議院運営委員長水落敏衆議院解任決議案に賛成する立場から討論をいたします。

今、与党議員からこの決議案に対して、誠に不可解だとのことでしたが、今日はこれから私がゆっくりと説明いたしますので、しっかりと聞いて

ていただきたい、そういうふうに思うわけでございます。

私は、参議院議員として長年にわたって本院に貢献してこられた水落敏榮議院運営委員長に対する解任決議案に賛成することは、同じ参議院に身を置く者として誠に残念でなりません。議員会館のエレベーターでお会いする水落委員長は、いつも円満で本当にすばらしい方だと尊敬をしておりました。更に言わせていただければ、私が取り組んでおります戦没者の遺骨のDNA鑑定についても、陰になりひなたになり応援をしてくださった恩人でもあります。ですから、この悲しいお役をしなければならぬ私も本当にかわいそうです。

水落委員長は、かつて議院運営委員会で自民党の筆頭理事を務められました。それまで、ややもすれば対決モードで険悪となっていた議院運営委員会理事において、当時の水落筆頭理事は、お互いに妥協できる点がないか、一致点を真摯に探り合う姿勢が際立っていたと聞いております。そのような政治姿勢をお持ちで、信頼を集めていた水落委員長は、調整過程、話合いのプロセスを何よりも大事にされていたはずなのですが、なぜ今回、このような事態を招くことになったのか私には不思議で、なお信じられない思いであります。

今、国会の議院運営委員会においても、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案、いわゆる土地利用規制法案が参議院に付託されるまでは、ふだんどおり円満な議事運営であったと聞いております。ところが、この法案を与党の求めに応じて肅々と議院運営委員会で本会議趣旨説明を採決し、その後の混乱を引き起こす原因をつくり出し、菅総理のG7から帰国した途端、更に豹変し、委員長職権の極めて不適切な濫用をし始めました。

一昨日の議院運営委員会理事会開会について、

両筆頭の合意が出ていないにもかかわらず、理事会開催を委員長判断で決定した点は、断じて許せるものではありません。委員長は就任時に、誠心誠意務めさせていただくと挨拶されました。これが委員長の誠意なのでしょうか。一体何があったんでしょうか。

水落委員長の解任決議が出される発端となったいわゆる土地利用規制法案は、当初から多くの問題点が指摘され、衆議院内閣委員会でも不正常的状態で議決され、荷崩れ状態で送られ、参議院が要求する十分な審議日数を確保できないことが明らかた状態でありました。

この法案については、我が国の安全保障等に寄与するという目的には共感できるものの、その目的を達成する手段の実効性に疑問があること、指定対象となり得る施設等の範囲が曖昧であることなどなど、言い出したら枚挙にいとまがないわけで、特に、国会を唯一の立法機関と規定する憲法の趣旨に反する、先ほど吉川議員も言った典型的な包括委任規定が含まれている点も看過できません。

参考人質疑においては、与党側が推薦した政府の有識者会議の委員も務めた参考人でさえも、条文案を読むだけでは様々な臆測が広がるおそれがあることを痛感した、しっかりと議論していかねければ国民の様々な解釈を呼んでしまうと懸念を指摘しております。また、別の参考人も、戦前、明治三十二年成立の要塞地帯法さえ、測量や撮影など違法行為が法律に具体的に明記されていた点を指摘しつつ、戦前でも明確に書いてある、全てを閣議決定や政令なら国会は要らないとまで言い切っています。

さらに、本法案は、与党内でも協議が難航したために閣議付議期限に間に合わず、提出遅延となったというわく付きの法案です。それを二週間足らずでどのように審議しろというんでしょうか。

か。二院制の意義を没却するものであり、参議院軽視も甚だしく、怒りを覚えるものであります。このような状況は、議院運営委員長の立場であった水落委員長であれば十分に御承知だったはずだと思います。

そして、重ねて私がここで指摘したいのは、水落委員長が先代の内閣委員長であったという厳然たる事実であります。参議院の内閣委員会が常時ほかの委員会の数倍もの法案を抱え、審議日程が厳しい中で網渡りの運営を強いられている、問題点の多い対決型の法案も多く扱っている、そのことをリアルな実体験として御存じの方であります。

残り会期が二週間余りという状況で、当初の法案提出予定から大幅に遅延した上、衆議院で更なる質疑を求める声が上がる中、異常な形で採決されたような法案を委ねればどうなるのか、十分想像できる方です。それを、型どおりに多数をもって本会議の趣旨説明聴取の決定を許し、委員会に送ってしまう、その判断、不作為の責任は極めて重いと断じざるを得ないのであります。

それでも、本会議趣旨説明質疑でなされた十分な質疑を求める声を受け、内閣委員会では、衆議院ではなかつた連合審査、参考人質疑が行われるなど、厳しい状況の中、知恵を絞る限り、少なくとも一昨日、状況が一変するまでは良識の府参議院にふさわしい審査が重ねられてきており、この点には参議院は頑張ったと胸を張っていいんじゃないでしょうか。

今までもる申し上げたことは、水落委員長の本来のお気持ちではないです。きつと誰かの指示でこのような強引な運営を強いられたんだと、やむを得ずやられたものだ、深い同情を禁じ得ません。水落委員長、一体、誰の指示でやらされたんですか。おっしゃってください。そうでなく

でも、菅内閣の下で人知れず相当な御苦勞をされていたものだと思いたします。

そもそも、今の内閣においては、聞いたことにまともに答ええない大臣、例えば、朝御飯は食べたかと聞かれ、パンを食べたことを隠して御飯は食べていないとわざと論点をずらし答弁する、いわゆる御飯論法を駆使する大臣や官僚、さらに、何を聞かれても国民の命と健康を守っていく一辺倒で、国民の命を危険にさらしてでも五輪を開く理由とは我が党の枝野代表が核心に迫る質問にも、限られた時間の中で、当時、私は高校生でしたから始まる、六四年オリンピックのノスタルジーに浸って、バレーボール、東洋の魔女やマラソンのアベベの活躍を持ち出して、いまだに記憶は鮮明です。

まだまだありますよ、大臣におなりになる前に、委員会質疑の最中にタブレット端末で巨大なワニが歩いたり大蛇にかみつかれたりする動画を約五分間見続けた方がこの度大臣になって、今度は、請負先の企業について、一発、遠藤のおっちゃん辺りを脅しておいた方がいいよ、ちなみに遠藤という方は請負先企業の社長のこらしめですが、そうした発言した大臣がいたり、審議に立って続けに二人の副大臣が遅れるという前代未聞の恥を知らない出来事が起きたり、もっと続けさせてください、東北新社の外資規制違反をめぐる質疑で、答弁席に向かう総務省幹部に、武田総務大臣の前を通ったときに、武田大臣が記憶がないと話し、総務省幹部も答弁で記憶はございません。このようなとんでもない内閣に付き合う水落委員長を始めとする参議院与党幹部の皆さんに対してもお気の毒に感じております。

ただ、そうはいっても、与党の皆さん、このような強引な国会運営で一体いいんでしょうか。官邸からお願いされ、衆議院から送付されてきたも

のをそのまま右から左へ流す、しかも、それは国民の不安が大変強いもので内容も不十分、与党推薦の参考人さえ本法案の懸念を表明している。このようなことをしていれば、参議院の存在意義が否定されてしまいます。あなた方がしていることは、自己を否定し、参議院は必要ありません、官邸や衆議院の追認機関ですと言っているようなものじゃありませんか。そんなはずはないですよ。ね。

参議院は熟議の府、良識の府であります。にもかかわらず、このようなことを続けていけば、自分の首を絞めることにはなりません。与党の先生方、御自身の胸に手を当てて、なぜあえて厳しい選挙を戦い政治家になったのか、初心に返るべきだと思えます。

最後に、このような水落委員長の職権を悪用し横暴かつ民主主義のルールを無視した国会運営に強く抗議し、猛省を強く促し、議院運営委員長水落敏栄君解任決議案の賛成討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

○議長(山東昭子君) 倉林明子さん。

(倉林明子君登壇、拍手)

○倉林明子君 日本共産党の倉林明子です。

会派を代表し、議運委員長水落敏栄君解任決議案に対する賛成討論を行います。

賛成する理由は、参議院の審議を通じ、重大な問題点を持つことがいよいよ明白になった土地利用規制法案であるにもかかわらず、強引に成立させたい政府・与党に加担しているからにはかなりません。その象徴が、議運理事会派の強い反対を押し切つて、合理的理由もなく緊急上程までして強硬に法案採決を急いでいることです。

そもそも、この法案は、参議院で審議に入るべきではありませんでした。私は、去る六月三日の

議運委員会において、翌日から本会議で審議入りしようとすることに反対の意見表明を行いました。

一つは、同法案の持つ問題点が余りにも大きいことです。立法事実は存在しないこと、法案の核心部分がごとく政府に白紙委任されていること、これでは国民のプライバシー権、市民活動の自由が侵害されるおそれが大きく、刑罰まで科す立法においてあり得ないと、指摘です。

もう一つは、憲法と国民の権利に関わる重大な法案であるにもかかわらず、会期残り僅かな短期間で審議し成立を図ろうとするなど絶対に認めることはできないということでした。

参議院は、重要議案の参議院における審議期間が原則として最低二十日間を確保すると、二十日間ルールを掲げていることも指摘しました。改革協の答申に盛り込まれた与野党合意の原則です。にもかかわらず、衆議院では、僅か十二時間の審議で、参考人質疑も連合審査も行われず、会期が残り二週間程度しかない時点で参議院に送られてきたのです。

本来、二十日間ルールに照らせば、参議院では審議に入れないというべきでした。ところが、水落委員長は、与党の言うがままに審議入りを進めました。水落委員長は、この与野党一致の原則に立ったイニシアチブを発揮することなく、与党にくみし、与党の数の多数による判断に委ねたのです。水落委員長は、土地利用規制法案の扱いの最初で、参議院として取るべき道を踏み外したと言わなければなりません。

今、振り返ってみて、私の指摘は的外れではなかったと、その後の参議院における審議を見て痛感しております。法案の持つ重大な問題、矛盾が深刻な形で浮き彫りになっているからです。法案の核心部分をごとく政府に白紙委任す

る大問題は一層リアルに露呈しました。一例を挙げれば、機能阻害行為とは何かという肝腎なことが法律に規定されていない問題です。刑罰の対象となる行為であるにもかかわらずです。政府は、閣議決定で例示すると言いますが、それは政府の判断次第ということ。しかも、例示した以外に対象にならないのかとの問いには、必ずしも断言できないという答弁です。驚きです。

罪となるべき行為は法律に明示しなければならぬのではないですか。刑罰法定主義、この原則さえ踏み外している法案であることなど、様々な問題点が一層明らかになりました。

衆議院で行われなかった参考人質疑が参議院で行われ、参考人の意見は、参議院としてこの法案をどう扱うべきかを考える上で非常に重要なものとなりました。象徴的だったのは、与党推薦の参考人からさえ条文の見直しを含めた意見が出されたことです。プライバシー権や個人情報保護の観点から、新たな懸念材料というものが生まれ、それは決していけない、そこを払拭するための歯止め機能、どういう条文が入れば少しでも担保できるのか、是非実現していかなきゃいけない。もちろん野党推薦の参考人からは、法案の重大な問題、欠陥が指摘されました。三名の参考人全員が立法化に対する懸念、注文を示したのです。この参考人の貴重な意見を無視するなどあってはなりません。

参議院の果たすべき役割は、衆議院の極めて不十分な質疑時間にとらわれることなく、こうした参考人の指摘を受けて、徹底した審議を尽くすべきでした。それもしないままに採決された法案を、理事会派の反対を押し切つて与党の言うがままに緊急上程で本会議採決を職権で強行するなど到底認められません。

決議案の理由にあるように、緊急上程は、予算

案や年度末の日切れ議案など例外的に認められるものであり、原則は次の本会議の議事日程にすべきものであります。

こうした原則を踏み外し、強引な運営を進める水落委員長は、再考の府である参議院の議会運営の要としての職責を果たしておらず、円満かつ公正中立な議会運営に当たるべき議運委員長の職にふさわしくない、このことを指摘し、討論といたします。(拍手)

○議長(山東昭子君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。

青木愛さん外五十六名より、表決は記名投票をもつて行われたことと要求が提出されております。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よって、表決は記名投票をもつて行います。本決議案に賛成の皆さんは白色票を、反対の皆さんは青色票を、御登壇の上、投票をお願いします。議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

(議場閉鎖)

(参事氏名を点呼)

(投票執行)

○議長(山東昭子君) 投票漏れはございません。投票箱閉鎖。

(投票箱閉鎖)

○議長(山東昭子君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

(参事投票を計算)

○議長(山東昭子君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十六票
白色票 六十五票
青色票 百七十一票

よって、本決議案は否決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(山東昭子君) これにて休憩いたします。

午前一時十四分休憩

午前一時四十六分開議

○議長(山東昭子君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第二 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長森屋宏さん。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(森屋宏君登壇、拍手)

○森屋宏君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、基本方針の策定、注視区域及び特別注視区域の指定、注視区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制、特別

注視区域内にある土地等に係る契約の届出等の措置について定めようとするものであります。

委員会におきましては、外交防衛委員会との連合審査会を行ったほか、参考人から意見を聴取いたしました。

委員会における主な質疑の内容は、本法律案の意義及び立法事実、区域指定の対象として想定される重要施設及び国境離島等、区域指定に關し留意すべき経済的社会的観点、重要施設及び国境離島等の機能を阻害する行為の例及びその例示の在り方、土地等利用状況調査の対象範囲、本法律案により国民の権利を過度に制約する懸念等でありますが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、立憲民主・社民の木戸口理事より反対、日本維新の会の高木委員より賛成、日本共産党の田村委員より反対、国民民主党・新緑風会の矢田理事より賛成の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) 本案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。木戸口英司さん。

(木戸口英司君登壇、拍手)

○木戸口英司君 立憲民主・社民の木戸口英司です。私は、会派を代表し、ただいま議題となりました重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案に対し、反対の立場から討論いたします。私は、防衛施設の保安を徹底するのは当然であ

り、外資による周辺の土地買収に安全保障上懸念があるとの認識に立っています。だからこそ、代表質問において、本法律案の十分な審議と政府による誠意ある答弁を求めました。それは、時間を重ねるだけにとどまらず、衆議院の審議で全く明らかとされなかった規制等の内容、私権制限の歯止め、安全保障上の実効性等について明確化していくことを求めたからです。

内閣委員会において、衆議院で開かれなかった外交防衛委員会との連合審査や参考人質疑も行いました。しかし、政府答弁は不安定さが一層増し、不明瞭で、欠陥法案であることが明瞭となりました。

昨日の理事会で、衆議院内閣委員会と同様に、合意なく委員長職権で質疑終局、採決の提案がされたことは到底容認できません。

本法案が重要法案であるにもかかわらず、参議院で審議入りしたのは六月四日、会期末まで二週間を切った中でした。参議院は、審議を十分尽くすため、重要議案の参議院における審議時間は原則として最低二十日間を確保することを衆議院に求めてきました。それをほごにする法案の扱いに参議院軽視は極まり、加えて、参議院自ら熟議の府であることを放棄したと断じざるを得ません。

本法案は、とても質疑終局、採決の段に至つておらず、即時廃案、再検討の上、出し直しするべきです。

反対の理由は、まず、国民生活の基盤の維持並びに我が国の領海等の保安及び安全保障に寄与するという本法案の目的を達成する実効性に大きな疑問符が付くことです。

本法案では、重要施設の敷地の周囲おおむね千メートルの区域内及び国境離島等の区域内で、機能を阻害する行為を防止する必要があるものを注視区域として指定し、土地等の利用状況についての調査を行うこととなります。そもそも、重要施

設の機能阻害行為は千メートルの区域内にとどまるのでしょうか。大きなリスクとなっているサイバテロ等は、その区域の土地利用調査で防止できるのでしょうか。

自衛隊や米軍、海上保安庁の施設、原発や軍民共用空港等の生活関連施設という施設目的も伴うリスクも異なる施設と区域を一つの法案で調査、規制することが本法案の整合性と実効性を著しく低下させていると言えます。

本法案が成立すれば、全国各地の土地等の所有、利用に係る情報を収集することとなり、膨大な人員、体制、予算と時間を要することとなります。安全保障上の実効性を確保するという観点で一度立ち止まり、法案を検討し直すべきではないでしょうか。

問題となるのは、注視区域及び特別注視区域の指定対象となり得る重要施設並びに国境離島等の範囲が明示的でないことです。

政府によれば、防衛関係施設の注視区域候補が四百数十か所、特別注視区域候補が百数十か所、海上保安庁の施設については百七十四か所中二か所、国境離島等では、領海基線を有する国境離島四百八十四島、有人国境離島地域離島百四十八島が指定の候補とされています。沖縄県内の有人離島については全てこの中に含まれると小此木大臣は答弁しています。

このように広範な区域指定の可能性があるにもかかわらず、対象となる重要施設の範囲は曖昧で、生活関連施設の範囲はどこまで広がるかわかりません。政府は、現時点で政令で指定することと考えているのは原子力関係施設と自衛隊が共用する空港の二つの類型であるとしていますが、それを法案に書き込むことは拒みました。

この点、本法案の前提となつた政府の有識者会議の構成員だった与党側の参考人ですら、生活関連施設の範囲について、この条文案を読むだけで

は様々な臆測が広がるおそれがあるということを審議プロセスを見て痛感した、そこはしっかりとこれから議論をしていかなければ国民の様々な解釈を呼んでしまうと思つたとおつしやつたことは看過できません。

また、対象となり得る防衛関係施設のリストも、安全保障上の理由から提出されていません。しかし、区域指定の際には官報に公示されるのですから、結局、隠しようがないのです。

市ヶ谷にある防衛省本省の、指揮中枢機能を有し、特別注視区域指定候補の最たるものですが、経済的社会的観点からの配慮として、周辺の市街地を特別注視区域に指定しないことを与党審査の段階で合意したと報じられています。港区などの都内、国内各地に所在する在日米軍施設をどこまで指定するかも今後の米側との協議次第です。こんな法律を認めてよいのでしょうか。

沖縄県は、県土そのものが有人国境離島である上に、多くの在日米軍基地を抱えています。大多数の沖縄県民が本法律案に基づく調査や規制の対象となり、本法律案の曖昧な定義や基準のために県民が知らぬ間に監視下に置かれてしまうこともあり得ます。本法律案には、土地等の所有者や利用者の利用状況を調査するため、利用者その他の関係者に情報提供を求める規定があり、従わなければ処罰されます。基地等の監視活動や抗議活動をする知人や協力者の個人情報提供を迫られることで、地域や市民が分断されることとなり、市民運動や住民運動の自己抑制、萎縮につながりかねません。

また、本法律案では、地方公共団体の長等に対し、注視区域内の土地等の利用者等に関する情報の提供を求めることができるとされ、その範囲は政令に委ねられています。政府は、注視区域内の土地等の利用者等の広範な個人情報提供を本人の知らないうちに取得することが可能となり、本法律案

には個人情報保護に十分配慮しつつとの規定はあるものの、プライバシー権等を侵害する懸念は残されています。

さらに、二年以下の懲役と二百万円以下の罰金という罰則規定のある命令の対象となり得る重要施設や国境離島の機能を阻害する行為の例が法案に示されています。行政による恣意的な運用、処罰のおそれが排除できず、罪刑法定主義の点で大きな欠陥です。

政府は、機能阻害行為の例として、重要施設の機能に支障を来す構造物の設置、国境離島等については、領海基線の根拠となる低潮線に影響を及ぼすおそれがあるその近傍の土地の形質変更等が該当し得ると答弁していますが、これも法案に書き込むことを拒みました。

政府は、予見可能性を確保する観点から、閣議決定される基本方針において可能な限り具体的機能阻害行為を例示するとしています。内外情勢の変化に即応するためとして、法律はおろか、政令でさえなく、基本方針に例示するという対応は、政府は機動的と表現していますが、余りに白紙委任的な法案であり、とても賛成できません。

法案第六条は、「内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用の状況についての調査を行うものとする。」と規定しています。調査対象者も手法も調査事項も限定されていません。

調査手法としては、公簿収集や報告徴収以外にも、政府は、重要施設を所管又は運営する関係省庁、事業者や地域住民から機能阻害行為に関する情報を提供してもらう仕組みを今後検討するとしています。これでは調査が無限定に広がりかねません。法の目的の範囲内で必要最小限の措置を行うことが規定されているというだけでは、歯止めになる保証はないではありませんか。

第二十二条では、「内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるとき

は、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、資料の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。」とあります。全国の防衛関係施設・区域の調査に当たり、関係行政機関となるのは防衛省・自衛隊であり、自衛隊による住民に対する直接的調査への協力要請が行われることが想定されます。

政府の説明によると、土地等利用状況調査のうち、現地・現況調査は第二十二条に基づき、内閣総理大臣が防衛大臣に対し協力を求めることがあり、防衛省は補助的な事務を担うもので、補助的な事務の一部、例えば現地への地理的な案内、移動のための車両の提供等は自衛官が行うこともあり得るとしています。しかし、本法律案の目的達成のための自衛隊による住民への直接的な現地・現況調査がどの範囲まで許されるのか、その範囲が拡大していく懸念は捨て切れません。

国民が政治に求めているのは、主観的願望ではなく、科学的根拠と客観的事実に基づいた責任ある判断と明確な説明です。コロナ対策、オリパラの開催判断、そして本法案に共通する、この道しかないとき突き進む政府の態度に国民は不信感と危険性を感じています。

リスクの適切な評価と対策を国民に示していくことが政治の責務であり……

○議長(山東昭子君) 木戸口さん、時間が経過しております。

○木戸口英司君(続) その責務を果たせないと思えば政権を降りてもらうしかありません。

コロナ対策のためにも国会の延長を求め、立法府の矜持から、これだけの課題をそのままに法案を成立させることには絶対に反対であることを申し上げ、討論を終わります。(拍手)

○議長(山東昭子君) 高木かおりさん。

(高木かおり君登壇、拍手)

○高木かおり君 日本維新の会の高木かおりで

す。私は、会派を代表して、ただいま議題となりました重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案について、賛成の立場で討論いたします。

討論に入る前に、一言申し述べます。国民の皆様には不要不急の外泊をお願いしているコロナ禍において、このような多額の税金が掛かってしまう深夜国会になってしまったことは残念でなりません。果たして国民の皆様の理解が得られるのでしょうか。ますます政治不信につながってしまうのではないかと、大変懸念をしております。

それでは、討論に入ります。

我が国の防衛施設周辺あるいは国境離島において、外国資本が土地を買収していることは十数年前から指摘されてきました。本来ならば、国家の安全保障という観点から土地取得を規制する法律が既に施行されていてしかるべきであり、希薄な危機管理意識から放置されてきた感否めません。

政府が重い腰を上げたのは平成二十五年十二月の国家安全保障戦略を踏まえて行われた防衛省の調査からです。平成二十九年年度からは内閣府海洋事務局によって国境離島の調査が行われました。

しかしながら、これらの調査は不動産登記簿の資料確認にとどまり、利用実態を把握するまでには至りませんでした。その後、令和二年七月の骨太方針において、土地利用、管理の在り方について所要の措置を講ずることが閣議決定され、有識者会議も立ち上がり、今回の法案審議にやっとたり着きました。

日本維新の会は、五回にわたって政府案より実効性が担保されていると確信するに足る適切かつ厳格な重要土地取引規制に関する法案を提出してまいりました。早くから高い問題意識を持つて取

り組み、訴え続けてきたことが、今こうして国会での議論に結び付いたと自負しております。

以下、賛成する理由を述べます。

第一の理由は、安全保障に関わる防衛施設周辺や国境離島の土地等の取引について、規制を設けることが可能になったからです。

衆議院で閣議決定される前の与党協議の中で、法案内容が更に後退しかねないとの判断の下、日本維新の会は即座に小此木大臣に申入れを行うとともに、衆議院内閣委員会の理事会においても修正案を提示いたしました。

その結果、残念ながら修正には至らなかったものの、注視区域及び特別注視区域の指定に当たっては、地方公共団体の意見を聴取すること、また、重要施設等の機能を阻害する行為を中止させることが困難であることに鑑み、収用を含めた措置の在り方を検討すること、そして、指定対象に重要施設の敷地内の民有地を加えることの三点について、附帯決議に明記することができませんでした。我が国の安全保障を考える上で、一歩前進と捉えております。

附帯決議の明記事項について、我が国を取り巻く安全保障の内外情勢が厳しさを増していく中で、その重要性を政府が認め、法律上にしっかりと位置付けられ、そして効果を十分に生み出していくものと確信しているところであります。

賛成する第二の理由は、本法案が成立することによって、我が国の領土の実態を把握することができるからです。

今までの不動産登記簿等の調査方法のみでは、土地の利用実態までを把握するには限界がありました。我が国領土の侵食を続ける静かなる悪意ある者の土地取得を食い止めるには、政府も、可能な限り対象区域を指定し、スピード感を持って利用状況の調査を進め、機能阻害行為としての土地等の利用を適時適切に発動するように準備を整

え、実態把握を行う必要があるとの答弁もあり、その認識に立っているものと理解できます。

本法案では、不動産登記簿等の収集に加え、現況調査、土地等の利用者からの報告聴取規定が盛り込まれました。しかし、与党からも委員会では指摘されていましたが、本法案には立入調査の規定がありません。機能を阻害しているか否かの判断に立入調査は必要不可欠です。本法案の附則第二条の五年後の見直しを待たずに、実態に合った調査方法として立入調査の再検討を政府に要求します。また、収用という強制力を伴った利用制限の検討も忘れてはなりません。

賛成する第三の理由は、我が国が多く島の島を有する海洋国家としての安全保障の在り方を政府が本法案で示したことへの期待です。

参議院本会議での本法案の趣旨説明の冒頭で、安全保障に寄与することを目的として、防衛関係施設、海上保安庁施設周辺、そして国境離島及び周辺の有人離島の区域内にある土地の利用状況を調査し、機能阻害行為を防止するための措置を定めるものと小此木大臣は説明されました。重要施設周辺の土地取引のみならず、国境離島を本法案に盛り込んだことは、国境離島における有事を想定したものと理解します。

我が国は現在、保全、管理できる国境離島は四百八十四島あり、この中には尖閣諸島も含まれております。この尖閣諸島は無人島であり、国有、私有が混在していることについて、さきの参議院内閣委員会でも確認することができました。排他的経済水域を含んだ場合、世界で六位の面積を有する海洋国家日本としては、これら島嶼部に対する侵攻に対処していかなくてはなりません。無人島である尖閣諸島へのドローンによる侵攻など、あらゆる事態を想定した国の防衛の在り方が問われていると考えます。

最後に、国際社会はコロナ禍にあつて、まさに

混沌とした状況が日増しに強くなつてきている感否めません。中国は、我が国固有の領土である尖閣諸島に対する領海侵入を繰り返しています。

ジェノサイドと非難されるような少数民族等に対する人権侵害は、明らかに国際社会のルールから逸脱しています。台湾への軍事的威圧等も明らかです。南シナ海の南沙諸島海域における人工島建設など一方的な現状変更、海洋進出への試みも国際法上許されるものではありません。

他方、民主国家であるはずの韓国にしても、我が国固有の領土である竹島を不法に実効支配し続け、国際協調に反する態度を強めています。

日本維新の会は、我が国の安全保障に対し、今後も毅然たる態度と行動で臨むための提言を続けてまいりますことをお誓い申し上げ、私の賛成討論といたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(山東昭子君) 山添拓さん。

(山添拓君登壇、拍手)

○山添拓君 日本共産党を代表し、土地利用規制法案に反対の討論を行います。

本法案は、憲法が保障するプライバシー権や財産権など基本的人権を脅かし、罪刑法定主義にも反するなど、重大な懸念を幾つも抱えています。

審議すればするほど問題点が浮き彫りになる中、与党は昨日夕刻以降、突如、採決ありきで議事を押し進めるに至りました。これ以上審議すれば政府が説明不能に陥るのを恐れるかのように強制終了しようとする姿勢は断じて許されません。説明できない法案は国会の責任で廃案にするべきです。

本法案は、土地や建物の利用状況調査を名目に幅広い市民監視を可能とするものであり、その歯止めがありません。調査や情報収集の対象は誰なのか、条文上の制限がないことを政府も認めました。あらゆる人が対象となり得ます。

職業や収入、交友関係やSNSでの発信など個人に関わる情報について、土地利用と関係なければ調査対象とならないといえます。しかし、関係があるかどうか判断するのは調査する側であり、条文上も限定はありません。

総理が必要と認める場合には、公安調査庁や自衛隊情報保全隊、内閣情報調査室などから情報提供を受けることも条文上排除されていません。小此木大臣や内閣府が想定していないと繰り返し返しても、条文に歯止めがない以上、何の担保もないのです。

二〇〇三年、自衛隊のイラク派兵に反対する市民の活動が情報保全隊により監視され、公にしない個人情報まで収集されていました。日本共産党が二〇〇七年に公表した文書には、市民や市民団体の集会、署名活動、デモなどの情報が事細かに記録され、イラク派兵と関係しない労働組合や市民団体の活動も広く監視対象とされていました。

こうしたプライバシー情報の収集や保有は、仙台高裁で違法と断罪されたものであります。ところが、防衛政務官は、個別具体的な内容は答えられないと言っただけで、同様の情報収集活動を続けている可能性も否定しませんでした。いかなる理由で監視対象と定めるのか、防衛省は手のうちを明かすことになるとして答弁を拒みました。まるで市民を敵視するかのようです。

岐阜県大垣市では、巨大な風力発電計画への住民運動を恐れ、警察が脱原発運動や平和運動をしていた市民の個人情報収集し、電力会社と共有し、運動を潰す話合いまで行っていました。警察庁はこれを通常行っている警察業務だと開き直っています。

権力による市民監視と情報収集は、プライバシー権に余りに無頓着なまま行われ、デジタル化で一層の深刻化が懸念されます。この下で本法案

は、総理の一存により更なる情報収集と一元的な管理を可能とするものであり、第三者によるチェックや歯止めはありませぬ。

与党推薦の吉原参考人が、この法案ができることで新たな不安が国民の間に呼び起こされては決していけない、という歯止めができるのか考えなければいけないと述べました。なぜこの指摘を一顧だにしないのですか。

政府は、役所や事業者、地域住民から情報提供を受ける窓口をつくるという、密告まで推奨するつもりです。あらゆる手段が総動員されようとしています。

利用規制の対象となる注視区域、売買等の届出義務が罰則付きで課される特別注視区域、いずれも無限に広がります。自衛隊や米軍の基地のほか、生活関連施設として原発や軍民共用空港を政令で指定するといえます。しかし、条文上の限定はなく、大臣はその理由を、内外情勢の変化に応じて重要性が変化し得るからと説明します。

では、現在の安全保障情勢をどう捉え、なぜ原発を対象とするのか、世界一安全とたたう新規規制基準で対処できない機能阻害とは何なのか、説明はありません。

生活関連施設は、国民保護法施行令に定めるように発電所や水道施設、一日十万人以上が利用する駅、放送局や港湾、空港、河川管理施設など幅広く指定され得ます。政令で幾らでも拡大できるとしていることは、国会の関与をあえて排除しようとするものと言わざるを得ません。

沖縄では、戦後、米軍が銃剣とブルドーザーと呼ばれる強制的な土地収用を繰り返して、住民が追い出され、基地があるがゆえの被害が今日なお続いています。本法案は、その被害者である沖縄県民を監視の対象にしようとするものです。

連合審査会で沖縄県の伊波議員が指摘したように、普天間基地を擁する宜野湾市は、市民の九

割、九万人が一キロ圏内に居住します。加えて、沖縄は、国境離島としてその全島が注視区域とされかねません。安全保障の名の下に、どこまで権利侵害を重ねるつもりなのですか。

勸告、命令、罰則の対象となる機能阻害とは何なのか、法律に定めはありません。予見可能性を確保するために閣議決定で具体的に例示すると言いますが、では、例示した以外は対象とならないのかといえ、必ずしも断言できないとの答弁です。罪となるべき行為は法律に明示されなければならぬ、罪刑法定主義の原則に反しています。

本院で法案審議が始まった今日、沖縄県の北部訓練場で抗議活動を行うチヨウ類研究者の宮城秋乃さんが家宅捜索を受け、パソコンやビデオカメラなどを押収されました。米軍から返還された訓練場跡地には、葉きょうや空き缶など廃棄物が散乱し、県警に通報しても回収されない、一帯が世界自然遺産に登録しようとする中、これによいのかと抗議するために廃棄物の一部をメーンゲート前に置いたことが威力業務妨害などに当たるとされたものです。

米軍が現状回復を怠ったことは不問に付し、またいで通れる程度の空き缶などを並べた宮城さんは強制捜査と連日の取調べ、余りにも恣意的です。半田参考人は、この事例を本法案の先取りだと指摘し、何が機能阻害行為に当たるかは認定する側のさじ加減一つだと批判しました。そのとおりではありませんか。

馬奈木参考人が戦前の要塞地帯法の条文を紹介しました。何人といえども、要塞地帯内水陸の形状を測量、撮影、模写、録取することを得ず。戦前の法律でさえ規制対象は明確でした。しかし、濫用され、国民の自由は奪われ、破局に至るまで戦争に駆り立てられたのです。

今、日本国憲法の下で国民の権利を制限するのになぜ政府にフリーハンドを与えるのかと問わ

れ、大臣が答弁に立とうとしなかったのは、本法案がいかに危ういものであるかを示しています。歴史の教訓を想起するべきでありませぬ。

大臣は、五年後の見直しで、機能阻害行為を理由にした強制接収、収用手続を含めた検討も否定しませんでした。戦後制定された土地収用法は、軍事や国防のための収用を認めています。戦争の反省に立つものです。軍事的な安全保障のために再び国民の私権を制限しようとすることは憲法の平和主義に反すると言わねばなりません。

大臣は、本法案の立法事実を外国資本による不動産購入を契機とする不安、リスク、懸念と表現しました。しかし、これまで安全保障上の懸念が生じたケースは確認されていません。漠然とした不安を根拠もなく重視すれば、疑心暗鬼が広がります。馬奈木参考人が述べたように、特定の国を潜在的な脅威であるかのように扱おうとすればハイトにも近いと言わねばなりません。

安全保障上の懸念を持ち出せば何でも通ると言わねばかりに、基本的人権を脅かし、市民監視を強める法案を、時間がないうちに、提出しておきなから、ごまかしの答弁を意図的に繰り返して、参考人質疑や野党の指摘も無視して採決を強行するなど、断じて許されませぬ。

「#土地規制法案を廃案に」というツイートが今の時間も十三万七千を超えて増え続け、この審議もインターネットで注視されています。

本法案は廃案しかないことを重ねて指摘し、討論といたします。(拍手)

○議長(山東昭子君) 矢田わか子さん。

(矢田わか子君登壇、拍手)

○矢田わか子君 国民民主党・新緑風会の矢田わか子です。

私は、会派を代表し、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案に対し、賛成の立場から意見を述べます。

見を述べます。

本法律案は、自衛隊施設などの防衛関係施設や原子力発電所などの生活関連施設を重要施設とし、あわせて、国境離島について、それぞれの機能が阻害されないよう、土地の利用状況の調査や土地取引の届出、さらには機能阻害行為の是正を勧告、命令できることを規定するものであります。

以下、賛成する理由を三点述べます。

まず第一に、社会の変化に応じて土地制度の改善に資するものとなっていることとあります。

今日、少子高齢化や地方の過疎化が進む中で、各地で空き地や空き家が急増し、所有者不明の土地も増加しつつあり、今日の土地制度が社会の変化に対応できていない実情があります。国会において所有権不明土地の対策として民法と不動産登記法が改正され、相続登記や所有者の住所変更登記の義務化が図られるなど一定の前進が見られました。しかし一方で、国土保全のための対策は今後ともより強力に推進されなければなりません。

一方、近年、外国人や外国法人による土地購入が増加しており、近隣住民の不安を募らせているという土地制度における新たな課題も生じています。特に、防衛施設の周辺や国境離島において外国人による不透明な土地取引も行われ、安全保障上の懸念も示されています。

この問題については、二〇一一年、民主党政権時代に、民主党内に外国人による土地取得に関するPTが設置され、東日本大震災の直後に、森林、国境離島、防衛施設周辺、エネルギー施設周辺などについて、土地の所有情報収集の整備や、外国人の土地取得を規制する立法化の検討などが提言されました。この提言から十年が経過しましたが、ようやくその提言の理念の一部が法案化されたものと理解いたします。

我が国の土地制度と土地法制が時代の変化に対応できなくなり、特に、土地所有情報の確な把握と森林など国土の保全、そして土地の有効活用と安全保障の確保という様々な観点から土地法制の整備は早期に行われる必要があり、本法案はこの法整備の一翼を担うものとして位置付けられていると考えます。

賛成する第二の理由は、我が国の安全保障の機能を高め、国益を守ることにつながるからです。

今日、安全保障をめぐって科学技術の進展とともに各国間の情報戦は一段と活発化しており、サイバーセキュリティ対策の推進とともに、最先端技術情報や防衛関係情報をいかに守っていくかが大きな課題となっています。これらの対策とともに、我が国の土地所有や土地利用の実態についても安全保障対策の対象とし、取引情報の一元化や情報管理をより徹底していく必要があります。防衛については、軍備の面のみが目向きですが、こういった外国人による土地取得への対応は国益をめぐるサイレントな攻防であり、今こそこれまでの対応の遅れを取り戻し、将来にわたり国土から得られるべき果実を確保していく必要があると考えます。

賛成する三つ目の理由は、我が国の経済発展と安全保障の両立に資するものとなっているからです。

海外からの対日投資の促進は、我が国経済の安定的成長に必要なものであり、今後とも外国人や外国資本の自由な経済活動を保障しながら、一方で、国益を損ね、安全保障の確保に逆行するような行動に関しては厳しく規制していく必要があります。

土地はそもそも公共財であり、日本人、外国人にかかわらず、土地を所有する権利とともに、次世代につないでいくための土地利用と保全の義務を負っています。本法案が、外国為替及び外国貿易法や森林法などとの連携を図りながら、経済活動と安全保障の確保に資する機能を発揮すること

以上、賛成する理由を述べましたが、一方で、この法案については、内閣委員会での審議において二つの課題が明らかになりました。一つ目は法の立法事実と実効性確保の課題、二つ目は人権侵害への懸念という課題です。

特に、人権確保に関しては、法執行上の要となる注視区域の指定基準や機能阻害行為の類型が法案に明記されず、具体的には総理大臣が決定する基本方針や政省令に委ねられ、注視区域における調査対象や調査方法あるいは個人情報扱いが不透明なまま残されています。このことで、自衛隊施設の周辺住民や県内の多くの地域が注視区域となる沖縄では、基地との関わりを持つ住民への監視体制が築かれ、人権とプライバシーの侵害が起

こるのではないかと不安が高まっています。これらの懸念を払拭するために、国民民主党が衆議院に提出した修正案のように、政府は基本方針に基準等を明示すべきでありましたが、残念ながら、いまだ明確にはなっていない。

次善の策として、せめて政省令の制定過程を見える化し、土地等利用状況審議会の議事録を公開するとともに、随時国会報告を行うべきであり、これらのことを必ず実行していただくようお願いいたします。あわせて、土地利用調査に当たっては、対象となる住民の皆さんに丁寧な事前説明を行い、必要な協力を得られるよう責任を持って取り組んでいただきたいと思います。

本法案については、既に述べてきたように、多くの事項が政省令に委ねられ、法の実効性についても不透明であることの指摘がなされていますが、一方で、安全保障政策に一〇〇％はありません。だからこそ、現世代は未来の世代に何ができるのかを考え、まずはアンテナを高く立て、調査

し、今までできていなかった国土の現況を正確に把握することも大切な一歩となります。あらゆる方面から少しずつ法規制を求め、未来に生きる子供たちの世代に安心、安全な日本を残していけるよう、私たち立法府がたとえ僅かな一歩でも責任を果たしていかなければならないと思います。

本法案に基づく政策の遂行に当たり、懸念に対する丁寧な説明など、政府の真摯で的確な対応を求め、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(山東昭子君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。

本案件に賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。(拍手)

これにて休憩いたします。

午前二時二十九分休憩

午前十一時三十一分開議

○議長(山東昭子君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、中央選挙管理委员会委员の指名についてお諮りいたします。

内閣から、欠員中の中央選挙管理委员会委员一名の任命について、本院の議決による指名を求めています。

よって、これより中央選挙管理委员会委员一名の指名を行います。

つきましては、中央選挙管理委员会委员の指名は、議長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山東昭子君) 御異議ないと認めます。よって、議長は、中央選挙管理委員会に小宮山洋子さんを指名いたします。

○議長(山東昭子君) この際、日程に追加して、本日法務委員長及び厚生労働委員長から報告書が提出されました法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願外二百六十三件の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山東昭子君) 御異議ないと認めます。

法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願(二十八件)

裁判所の人的・物的充実に関する請願(三十件)

パーキンソン病患者への難病対策の推進に関する請願(十五件)

ゆとりとやりがいのある保育現場の創出等に関する請願

難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(六十件)

現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の整備に関する請願(二十件)

新型コロナウイルス感染症と筋痛性脳脊髄炎の研究に関する請願(四十八件)

てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願(六十二件)

(審査報告書は本号末尾に掲載)

○議長(山東昭子君) これらの請願は、委員長の報告を省略して、両委員会決定のとおり採択することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山東昭子君) 御異議ないと認めます。
よって、これらの請願は両委員会決定のとおり採択することに決しました。

○議長(山東昭子君) この際、委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件についてお諮りいたします。

内閣委員会

一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査
総務委員会

一、行政制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査
法務委員会

一、法務及び司法行政等に関する調査
外交防衛委員会

一、外交、防衛等に関する調査
財政金融委員会

一、財政及び金融等に関する調査
文教科学委員会

一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査
厚生労働委員会

一、社会保障及び労働問題等に関する調査
農林水産委員会

一、農林水産に関する調査
経済産業委員会

一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査
国土交通委員会

一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査
環境委員会

一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査
決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
行政監視委員会

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査
議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件
災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査
沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する特別委員会
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
樹立に関する調査

一、政府開発援助等に関する特別委員会
地方創生及び消費者問題に関する特別委員会

一、地方創生及び消費者問題に関する特別委員会
東日本大震災復興特別委員会

一、東日本大震災復興特別委員会
調査

一、国際経済・外交に関する調査
一、国際経済・外交に関する調査

一、国際経済・外交に関する調査
国民生活・経済に関する調査

一、国民生活・経済に関する調査
一、国民生活・経済に関する調査

一、国民生活・経済に関する調査

一、国民生活・経済に関する調査

一、国民生活・経済に関する調査

資源エネルギーに関する調査会

一、原子力等エネルギー・資源に関する調査
○議長(山東昭子君) 本件は各委員長及び各調査会長要求のとおり決することに御異議ございませんか。

○議長(山東昭子君) 御異議ないと認めます。
よって、本件は各委員長及び各調査会長要求のとおり決しました。

○議長(山東昭子君) 議事を終了するに当たり、一言御挨拶申し上げます。

今国会では、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとして、刻々と変化する国内外の重要課題について、熱心な議論が交わされました。

また、各会派の御尽力により、参議院改革協議会が設置されました。今後、会派間において活発な議論がなされ、着実に改革の歩みが進むことを期待しております。

参議院として、今後とも国民の一層の期待に応えられるよう、議員各位の御協力をお願いいたします。これにて散会いたします。(拍手)

午前十一時三十五分散会

出席者は左のとおり。

議長 山東 昭子君
副議長 小川 敏夫君

議員 伊藤 岳君 岩渕 友君
武田 良介君 吉良よし子君
柳ヶ瀬裕文君 山添 拓君

大門実紀史君 片山 大介君

田村 智子君 倉林 明子君

紙 智子君 浅田 均君

山下 芳生君 井上 哲士君

清水 貴之君 東 徹君

市田 忠義君 小池 晃君

石井 章君 室井 邦彦君

松沢 成文君 鈴木 宗男君

音喜多 駿君 熊野 正士君

梅村みずほ君 宮崎 勝君

安江 伸夫君 高木かおり君

高橋 光男君 下野 六太君

石井 苗子君 塩田 博昭君

竹内 真二君 梅村 聡君

高瀬 弘美君 三浦 信祐君

伊藤 孝江君 柴田 巧君

里見 隆治君 佐々木さやか君

河野 義博君 杉 久武君

矢倉 克夫君 平木 大作君

新妻 秀規君 若松 謙維君

石川 博崇君 横山 信一君

片山虎之助君 山本 博司君

浜田 昌良君 竹谷とし子君

山本 香苗君 中西 健治君

秋野 公造君 谷合 正明君

江島 潔君 西田 実仁君

山口那津男君 岡田 直樹君

松川 るい君 元榮太一郎君

中西 哲君 佐藤 啓君

橋本 聖子君 小野田紀美君

朝日健太郎君 小野田紀美君

三浦 靖君 山田 太郎君

宮島 喜文君 三木 亨君

三宅 伸吾君 宮本 周司君

森屋 宏君 舞立 昇治君

堀井 巖君	馬場 成志君
羽生田 俊君	藤川 政人君
赤池 誠章君	石井 正弘君
石田 昌宏君	中西 祐介君
高階恵美子君	大家 敏志君
上野 通子君	山谷えり子君
宮沢 洋一君	藤井 基之君
野村 哲郎君	松村 祥史君
磯崎 仁彦君	三原じゅん子君
宇都 隆史君	渡辺 猛之君
有村 治子君	増子 輝彦君
櫻井 充君	丸川 珠代君
野上浩太郎君	松山 政司君
須藤 元気君	高良 鉄美君
平山佐知子君	安達 澄君
寺田 静君	岩本 剛人君
加田 裕之君	清水 真人君
藤木 眞也君	徳茂 雅之君
進藤金日子君	山田 修路君
吉川ゆうみ君	阿達 雅志君
そのだ修光君	長峯 誠君
山下 雄平君	豊田 俊郎君
堂故 茂君	大野 泰正君
高橋 克法君	太田 房江君
北村 経夫君	石井 浩郎君
長谷川 岳君	山田 俊男君
森 まさこ君	西田 昌司君
石井 準一君	水落 敏栄君
末松 信介君	牧野たかお君
青木 一彦君	二之湯 智君
中川 雅治君	世耕 弘成君
関口 昌一君	武見 敬三君
岡田 広君	嘉田由紀子君
伊波 洋一君	ながえ孝子君
渡辺 喜美君	高橋はるみ君

宮崎 雅夫君	本田 顕子君
自見はなこ君	小川 克巳君
青山 繁晴君	山田 宏君
和田 政宗君	足立 敏之君
今井絵理子君	柘植 芳文君
滝波 宏文君	滝沢 求君
高野光二郎君	古賀友一郎君
上月 良祐君	酒井 庸行君
島村 大君	古川 俊治君
佐藤 正久君	佐藤 信秋君
藤末 健三君	山本 順三君
松下 新平君	猪口 邦子君
片山さつき君	福岡 資麿君
牧山ひろえ君	鶴保 庸介君
衛藤 晟一君	林 芳正君
山崎 正昭君	芝 博一君
尾辻 秀久君	中曽根弘文君
宮口 治子君	羽田 次郎君
小沼 巧君	田島麻衣子君
塩村あやか君	岸 眞紀子君
石垣のりこ君	石川 大我君
横沢 高德君	森屋 隆君
打越さく良君	小沢 雅仁君
熊谷 裕人君	勝部 賢志君
木戸口英司君	古賀 之土君
杉尾 秀哉君	吉田 忠智君
真山 勇一君	斎藤 嘉隆君
森本 眞治君	徳永 エリ君
江崎 孝君	田名部匡代君
難波 奨二君	吉川 沙織君
川田 龍平君	蓮 舫君
青木 愛君	水岡 俊一君
森 ゆうこ君	白 眞勲君
那谷屋正義君	福山 哲郎君
福島みずほ君	郡司 彰君

長浜 博行君	鉢呂 吉雄君
田村 まみ君	伊藤 孝恵君
芳賀 道也君	矢田わか子君
浜口 誠君	舟山 康江君
磯崎 哲史君	上田 清司君
宮沢 由佳君	浜野 喜史君
川合 孝典君	榛葉賀津也君
小西 洋之君	石橋 通宏君
足立 信也君	大塚 耕平君
有田 芳生君	野田 国義君
小林 正夫君	柳田 稔君
木村 英子君	船後 靖彦君
国務大臣 国務大臣	小此木八郎君

議長の報告事項

昨十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任	補欠
加田 裕之君	大家 敏志君
山添 拓君	市田 忠義君

法務委員

辞任	補欠
市田 忠義君	山添 拓君

経済産業委員

辞任	補欠
大家 敏志君	加田 裕之君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辞任	補欠
宮崎 雅夫君	森屋 宏君
岸 眞紀子君	吉川 沙織君

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員 辞任 丸川 珠代君 補欠 こやり隆史君

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

孤独・孤立対策の推進に関する法律案(舟山康江君外二名発議)

難民等の保護に関する法律案(石橋通宏君外五名発議)

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案(石橋通宏君外五名発議)

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律案

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案(関法第六二二号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

政策評価法対象外の政策の評価実施に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一〇八号)

政策評価法に基づいたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の規制の事前評価書に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一〇九号)

陸上自衛隊真駒内駐屯地のツイッターアカウントが特定の政治家等のツイートをリツイートしていることに関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一一〇号)

「GABA(ギヤバ)トマト」等のゲノム編集技術によって開発された動植物・魚類に関する質問

主意書(紙智子君提出)(第一一一号) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた株主総会及び協同組合総会等に関する質問主意書(古賀之士君提出)(第一一二号) 申告期限を延長した企業等の法人税の納税期限に関する質問主意書(古賀之士君提出)(第一一三号) 暗号資産の定義に関する質問主意書(古賀之士君提出)(第一一四号) 「感染症対策に関する行政評価・監視―国際的に脅威となる感染症への対応を中心として―」の改善措置状況に関する質問主意書(古賀之士君提出)(第一一五号) 日本軍「慰安婦」関連文書に関する質問主意書(紙智子君提出)(第一一六号) 新型コロナウイルス感染症等の影響による孤独・孤立等への対応に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一一七号) 国際金融都市構想に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一一八号) 政策金融改革の評価と株式会社日本政策投資銀行等の完全民営化に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一一九号) キャッシュレス決済の推進に向けた課題に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一二〇号) 中央銀行デジタル通貨に対する現状認識と今後の取組方針に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一二一号) 「プロサバンナ事業」に関する質問主意書(井上哲士君提出)(第一二二号) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員石橋通宏君提出我が国における難民認定の状況に関する質問に対する答弁書(第八二号) 参議院議員鈴木宗男君提出本年五月二十八日に北海道稚内沖でロシア国境警備局に拿捕された	「第一七二栄宝丸」に関する質問に対する答弁書(第八三号) 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律 同日内閣から、水循環基本法第十二条の規定に基づく「令和二年度水循環施策」に関する報告を受領した。 同日内閣から、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第十三条の二の規定に基づく東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告を受領した。 同日内閣から、障害者基本法第十三条の規定に基づく「令和二年度障害者施策の概況」に関する報告を受領した。 同日内閣から、交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「令和二年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「令和三年度交通安全施策に関する計画」についての報告を受領した。 同日内閣から、森林・林業基本法第十一条第八項において準用する同条第六項の規定に基づく森林・林業基本計画の変更の報告を受領した。 同日内閣から、首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく令和二年度首都圏整備に関する年次報告を受領した。 同日内閣から、土地基本法第十一条の規定に基づく「令和二年度土地に関する動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和三年度土地に関する基本的施策」についての文書を受領した。	同日内閣から、観光立国推進基本法第八条第一項の規定に基づく「令和二年度観光の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和三年度観光施策」についての文書を受領した。 同日内閣から、交通政策基本法第十四条第一項の規定に基づく「令和二年度交通の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和三年度交通施策」についての文書を受領した。 本日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 辞任 三浦 靖君 補欠 岡田 直樹君 総務委員 辞任 岡田 直樹君 補欠 三浦 靖君 予算委員 辞任 宮本 周司君 補欠 宮崎 雅夫君 決算委員 辞任 柴田 巧君 補欠 石井 章君 行政監視委員 辞任 伊藤 孝恵君 補欠 田村 まみ君 議院運営委員 辞任 宮崎 雅夫君 補欠 宮本 周司君 石井 章君 補欠 柴田 巧君 田村 まみ君 補欠 伊藤 孝恵君 本日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員 辞任 こやり隆史君 補欠 丸川 珠代君	本日委員会において選任した理事は次のとおりである。 法務委員会 理事 豊田 俊郎君 (豊田俊郎君の補欠) 理事 清水 貴之君 (清水貴之君の補欠) 外交防衛委員会 理事 三浦 信祐君 (三浦信祐君の補欠) 財政金融委員会 理事 宮島 喜文君 (宮島喜文君の補欠) 経済産業委員会 理事 加田 裕之君 (加田裕之君の補欠) 環境委員会 理事 三木 亨君 (三木亨君の補欠) 予算委員会 理事 山添 拓君 (山添拓君の補欠) 行政監視委員会 理事 島村 大君 (島村大君の補欠) 理事 川田 龍平君 (川田龍平君の補欠) 理事 吉良よし子君 (吉良よし子君の補欠) 本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案 本日委員長から次の案件について継続審査の要求書が提出された。 議院運営委員会 一、議院及び国会図書館の運営に関する件 本日委員長及び調査会長から次の調査について継続調査の要求書が提出された。 内閣委員会 一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査 総務委員会 一、行政制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査
--	---	--	--

令和三年六月十六日 参議院会議録第三十二号

議長長の報告事項

法務委員会 一、法務及び司法行政等に関する調査 外交防衛委員会 一、外交、防衛等に関する調査 財政金融委員会 一、財政及び金融等に関する調査 文教科学委員会 一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査 厚生労働委員会 一、社会保障及び労働問題等に関する調査 農林水産委員会 一、農林水産に関する調査 経済産業委員会 一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査 国土交通委員会 一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査 環境委員会 一、環境及び公害問題に関する調査 予算委員会 一、予算の執行状況に関する調査 決算委員会 一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査 行政監視委員会 一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査 災害対策特別委員会 一、災害対策樹立に関する調査 沖縄及び北方問題に関する特別委員会 一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会 一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査	北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会 一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査 政府開発援助等に関する特別委員会 一、政府開発援助等に関する調査 地方創生及び消費者問題に関する特別委員会 一、地方創生及び消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査 東日本大震災復興特別委員会 一、東日本大震災復興の総合的対策に関する調査 調査 国際経済・外交に関する調査会 一、国際経済・外交に関する調査 国民生活・経済に関する調査会 一、国民生活・経済に関する調査 資源エネルギーに関する調査会 一、原子力等エネルギー・資源に関する調査 本日委員長から次の報告書が提出された。 法務委員会請願審査報告書(第一号) 厚生労働委員会請願審査報告書(第一号) 国家の基本政策に関する調査報告書 本日議員から次の質問主意書が提出された。 新型コロナウイルスのワクチン接種とG7参加者及び随行者に関する質問主意書(田島麻衣子君提出)(第二二三号) 新型コロナウイルスのワクチン接種時の事故報告に関する質問主意書(田島麻衣子君提出)(第二二四号) ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第二二五号) ケアリーバーに関する全国調査結果に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第二二六号) ケアリーバーの支援の拡充に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第二二七号)	重要土地等調査規制法案に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第二二八号) コロナ禍の介護人材不足への対応に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第二二九号) 特別支援教育に関する質問主意書(伊藤孝恵君提出)(第二三〇号) 黒川検事長の勤務延長のための解釈変更及びそれに基づく検察庁法改正案の国会提出並びに当法案の修正案の国会提出の顛末の確認等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第二三一号) 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の解釈に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第二三二号) 本日次の質問主意書を内閣に転送した。 放送法における外資規制違反に対する総務省の対応に一貫性がないことに関する質問主意書(浜田聡君提出)(第九二二号) 個人事業主(フリーランス)の公平な税負担に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第九二三号) 「名ばかり管理職」に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第九二四号) 栄典制度の受章基準に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第九二五号) 政府情報システムにおける仕様書作成の公平性に関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第九二六号) デジタル庁の中途採用職員におけるリボルビングドアの仕組みに関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第九二七号) 日韓関係を正常な隣国関係にするための過去の努力に関する質問主意書(那谷屋正義君提出)(第九二八号) 西村康稔大臣の組織マネジメント等の改善状況	に関する質問主意書(安達澄君提出)(第九二九号) 自治会等の存続に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第九三〇号) 行政委嘱委員の担い手不足に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第九三一号) いわゆる名ばかり事業主問題を始めるとするフリーランスの就業状況の改善に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第九三二号) 金融庁法令等遵守調査室のメンバーの選出・任命に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第九三三号) 金融庁及び証券取引等監視委員会の公益通報制度が機能不全に陥っているとの指摘に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第九三四号) 本年五月二十八日に北海道稚内沖でロシア国境警備局に拿捕され、六月十日に罰金を支払い解放された「第一七二栄宝丸」に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)(第九三五号) 本年二月一日にミャンマーで起きたクーデターに関する質問主意書(鈴木宗男君提出)(第九三六号) 名古屋出入国在留管理局で収容中に死亡したスリランカ人女性に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)(第九三七号) 政策評価法対象外の政策の評価実施に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第九三八号) 政策評価法に基づいたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の規制の事前評価書に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第九三九号) 陸上自衛隊真駒内駐屯地のツイッターアカウンが特定の政治家等のツイートをリツイートしていることに関する質問主意書(浜田聡君提出)(第九四〇号)
---	--	---	---

「GABA(ギャバ)・トマト」等のゲノム編集技術によって開発された動植物・魚類に関する質問主意書(紙智子君提出)(第一一一号)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた株主総会及び協同組合総会等に関する質問主意書(古賀之士君提出)(第一一二号)

申告期限を延長した企業等の法人税の納税期限に関する質問主意書(古賀之士君提出)(第一一三号)

暗号資産の定義に関する質問主意書(古賀之士君提出)(第一一四号)

「感染症対策に関する行政評価・監視—国際的に脅威となる感染症への対応を中心として—」の改善措置状況に関する質問主意書(古賀之士君提出)(第一一五号)

日本軍「慰安婦」関連文書に関する質問主意書(紙智子君提出)(第一一六号)

新型コロナウイルス感染症等の影響による孤独・孤立等への対応に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一一七号)

国際金融都市構想に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一一八号)

政策金融改革の評価と株式会社日本政策投資銀行等の完全民営化に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一一九号)

キャッシュレス決済の推進に向けた課題に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一二〇号)

中央銀行「デジタル通貨に対する現状認識と今後の取組方針に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一二一号)

「プロサパンナ事業」に関する質問主意書(井上哲士君提出)(第一二二号)

新型コロナウイルスのワクチン接種とG7参加者及び随行者に関する質問主意書(田島麻衣子君提出)(第一二三号)

新型コロナウイルスのワクチン接種時の事故報告に関する質問主意書(田島麻衣子君提出)(第一二四号)

ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一二五号)

ケアリーバーに関する全国調査結果に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一二六号)

ケアリーバーの支援の拡充に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一二七号)

重要土地等調査規制法案に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一二八号)

コロナ禍の介護人材不足への対応に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一二九号)

特別支援教育に関する質問主意書(伊藤孝恵君提出)(第一三〇号)

黒川検事長の勤務延長のための解釈変更及びそれに基づく検察庁法改正案の国会提出並びに当法案の修正案の国会提出の顛末の確認等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一三一号)

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の解釈に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一三二号)

本日議院において採択した「法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願」外二百六十二件の請願は、即日これを内閣に送付した。

本日本院は、中央選挙管理委員会を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。

記

中央選挙管理委員会
小宮山洋子君 (斎藤勤君の補欠)

本日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律

本日本院は、閉会中次のとおり委員会及び調査会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

一、行政制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

一、財政及び金融等に関する調査

文教科学委員会

一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査

政府開発援助等に関する特別委員会

一、政府開発援助等に関する調査

地方創生及び消費者問題に関する特別委員会

一、地方創生及び消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査

東日本大震災復興特別委員会

一、東日本大震災復興の総合的対策に関する調査

国際経済・外交に関する調査会

一、国際経済・外交に関する調査

国民生活・経済に関する調査会

一、国民生活・経済に関する調査

資源エネルギーに関する調査会

一、原子力等エネルギー・資源に関する調査

本日衆議院から、同院は中央選挙管理委員会を左記のとおり指名した旨の通知書を受領した。

記

中央選挙管理委員会
小宮山洋子君 (斎藤勤君の補欠)

令和三年六月十六日 参議院会議録第三十二号

議長の報告事項

一六

本日衆議院議長から、国会は中央選挙管理会委員を左記のとおり指名したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

記

中央選挙管理会委員

小宮山洋子君（斎藤勤君の補欠）

本日衆議院議長から、同院は開会中次のとおり委員会及び憲法審査会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

内閣委員会

- 一、公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（篠原豪君外十五名提出、第百九十五回国会衆法第四号）
- 二、公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（後藤祐一君外十三名提出、第百九十六回国会衆法第二一号）
- 三、国家公務員法等の一部を改正する法律案（後藤祐一君外七名提出、第百九十六回国会衆法第三〇号）
- 四、国家公務員の労働関係に関する法律案（後藤祐一君外七名提出、第百九十六回国会衆法第三二号）
- 五、公務員庁設置法案（後藤祐一君外七名提出、第百九十六回国会衆法第三三号）
- 六、性暴力被害者の支援に関する法律案（阿部知子君外九名提出、第百九十六回国会衆法第三五号）
- 七、公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案（逢坂誠二君外十一名提出、第百九十七回国会衆法第一号）
- 八、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案（西村智奈美君外十名提出、第百九十七回国会衆法第一二号）
- 九、天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行の日の翌日以後における平成の元号を

用いた法律の表記の取扱い等に関する法律案（大島敦君外六名提出、第百九十八回国会衆法第六号）

- 一〇、国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案（近藤和也君外六名提出、第百九十八回国会衆法第二五号）
- 一一、手話言語法案（山花郁夫君外六名提出、第百九十八回国会衆法第二六号）
- 一二、視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段の確保の促進に関する法律案（山花郁夫君外六名提出、第百九十八回国会衆法第二七号）
- 一三、多文化共生社会基本法案（中川正春君外四名提出、第百九十八回国会衆法第二八号）
- 一四、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律及び特定複合観光施設区域整備法を廃止する法律案（安住淳君外十九名提出、第百二十一回国会衆法第一号）
- 一五、新型コロナウイルス感染症検査の円滑かつ迅速な実施の促進に関する法律案（小川淳也君外八名提出、第百二十一回国会衆法第三号）
- 一六、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案（今井雅人君外七名提出、第百二十三回国会衆法第八号）
- 一七、子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的な推進に関する法律案（大西健介君外六名提出、衆法第二二二号）
- 一八、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案（岡本充功君外六名提出、衆法第四三三号）

一九、内閣の重要政策に関する件

二〇、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件

二一、栄典及び公式制度に関する件

二二、男女共同参画社会の形成の促進に関する件

二三、国民生活の安定及び向上に関する件

二四、警察に関する件

総務委員会

一、放送法の一部を改正する法律案（内閣提出第三九号）

二、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（後藤祐一君外十四名提出、第百九十五回国会衆法第五号）

三、新型コロナウイルス感染症対策地方特定給付金に係る差押禁止等に関する法律案（吉川元君外五名提出、第百二十一回国会衆法第二二二号）

四、電子署名及び認証業務に関する法律の一部を改正する法律案（山花郁夫君外七名提出、第百二十一回国会衆法第二七号）

五、行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する件

六、地方自治及び地方税財政に関する件

七、情報通信及び電波に関する件

八、郵政事業に関する件

九、消防に関する件

法務委員会

一、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（内閣提出第三六号）

二、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（山尾志桜里君外六名提出、第百九十五回

国会衆法第八号）

三、民法の一部を改正する法律案（山尾志桜里君外四名提出、第百九十六回国会衆法第三七号）

四、民法の一部を改正する法律案（西村智奈美君外五名提出、第百九十八回国会衆法第一五号）

五、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（平野博文君外五名提出、第百九十八回国会衆法第三五号）

六、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた国民等に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律案（階猛君外三名提出、第百二十一回国会衆法第二五号）

七、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（階猛君外五名提出、第百二十三回国会衆法第九号）

八、新型コロナウイルス感染症に関連する差別の解消の推進に関する法律案（階猛君外三名提出、衆法第三六号）

九、裁判所の司法行政に関する件

一〇、法務行政及び検察行政に関する件

一一、国内治安に関する件

一二、人権擁護に関する件

外務委員会

一、国際情勢に関する件

財務金融委員会

一、自動車に係る国民負担の軽減及び道路交通の安全のために講ずべき措置に関する法律案（古本伸一郎君外二名提出、第百九十八回国会衆法第二九号）

二、財政に関する件

三、税制に関する件

四、関税に関する件

五、外国為替に関する件

六、国有財産に関する件 七、たばこ事業及び塩事業に関する件 八、印刷事業に関する件 九、造幣事業に関する件 一〇、金融に関する件 一一、証券取引に関する件 文部科学委員会 一、青少年自然体験活動等の推進に関する法律案(遠藤利明君外八名提出、第百九十八回国会衆法第二〇号) 二、大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案(城井崇君外五名提出、第百九十八回国会衆法第一〇号) 三、独立行政法人大学入試センター法の一部を改正する法律案(川内博史君外五名提出、第百九十八回国会衆法第四号) 四、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための学生等の支援等に関する特別措置法案(川内博史君外五名提出、第百九十八回国会衆法第一四号) 五、文部科学行政の基本施策に関する件 六、生涯学習に関する件 七、学校教育に関する件 八、科学技術及び学術の振興に関する件 九、科学技術の研究開発に関する件 一〇、文化芸術、スポーツ及び青少年に関する件 厚生労働委員会 一、保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案(西村智奈美君外九名提出、第百九十六回国会衆法第三九号) 二、公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案(森山浩行君外十名提出、第百九十八回国会衆法第一九号)	三、認知症基本法案(後藤茂之君外五名提出、第百九十八回国会衆法第三〇号) 四、介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(山花郁夫君外八名提出、第百九十八回国会衆法第一一〇号) 五、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案(山花郁夫君外八名提出、第百九十八回国会衆法第一一二号) 六、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案(山花郁夫君外八名提出、第百九十八回国会衆法第一三三号) 七、児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金の支給に関する法律案(尾辻かな子君外十名提出、第百九十八回国会衆法第一五五号) 八、業務等における性的加害言動の禁止等に関する法律案(西村智奈美君外六名提出、第百九十八回国会衆法第一八八号) 九、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用の改善等に関する法律等の一部を改正する法律案(西村智奈美君外六名提出、第百九十八回国会衆法第二二二号) 一〇、新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等を慰労するための給付金の支給に関する法律案(中島克仁君外七名提出、衆法第一号) 一一、高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案(西村智奈美君外十名提出、衆法第一一〇号) 一二、児童の属する低所得者世帯に対する緊急の支援に関する法律案(逢坂誠二君外九名提出、衆法第二二二号) 一三、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(早稲田夕季君外十名提出、衆法第三三三号) 一四、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための低所得者等に対する特別給付金の支給に関する法律案(川内博史君外十四名提出、衆法第四四四号) 一五、低所得である子育て世帯に対する緊急の支援に関する法律案(池田真紀君外十名提出、衆法第二九九号) 一六、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の計画的かつ円滑な実施の推進に関する法律案(長妻昭君外十三名提出、衆法第四二二号) 一七、家庭医制度の整備の推進に関する法律案(中島克仁君外十一名提出、衆法第三八八号) 一八、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の計画的かつ円滑な実施の推進に関する法律案(長妻昭君外十三名提出、衆法第四二二号) 一九、新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等を慰労するための給付金の支給に関する法律案(岡本充功君外六名提出、衆法第四四四号) 二〇、特定医療従事者の就労及びその継続を支援するための給付金の支給に関する法律案(岡本充功君外六名提出、衆法第四五五号) 二一、厚生労働関係の基本施策に関する件 二二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件 二三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件 農林水産委員会 一、主要農作物種子法案(後藤祐一君外八名提出、第百九十六回国会衆法第一三三号) 二、国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案(佐々木隆博君外四名提出、第百九十六回国会衆法第一八八号) 三、国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案(佐々木隆博君外四名提出、第百九十六回国会衆法第一九〇号) 四、畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案(佐々木隆博君外六名提出、第百九十六回国会衆法第二三三号) 五、農業者戸別所得補償法案(長妻昭君外六名提出、第百九十六回国会衆法第三三三号) 六、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(平野博文君外五名提出、第百九十八回国会衆法第三四四号) 七、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている茶業等に係る緊急の支援等に関する法律案(山井和則君外十七名提出、衆法第一六六号) 八、農薬用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等及び在来品種の保全に関する法律案(佐々木隆博君外四名提出、衆法第三九九号) 九、農林水産関係の基本施策に関する件 一〇、食料の安定供給に関する件 一一、農林水産業の発展に関する件 一二、農林漁業者の福祉に関する件 一三、農山漁村の振興に関する件 経済産業委員会 一、原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案(長妻昭君外五名提出、第百九十六回国会衆法第七七号) 二、分散型エネルギー利用の促進に関する法律案(近藤昭一君外七名提出、第百九十八回国会衆法第二二二号)	働関係に関する法律の一部を改正する法律案(佐々木隆博君外四名提出、第百九十六回国会衆法第一八八号) 三、国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案(佐々木隆博君外四名提出、第百九十六回国会衆法第一九〇号) 四、畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案(佐々木隆博君外六名提出、第百九十六回国会衆法第二三三号) 五、農業者戸別所得補償法案(長妻昭君外六名提出、第百九十六回国会衆法第三三三号) 六、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(平野博文君外五名提出、第百九十八回国会衆法第三四四号) 七、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている茶業等に係る緊急の支援等に関する法律案(山井和則君外十七名提出、衆法第一六六号) 八、農薬用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等及び在来品種の保全に関する法律案(佐々木隆博君外四名提出、衆法第三九九号) 九、農林水産関係の基本施策に関する件 一〇、食料の安定供給に関する件 一一、農林水産業の発展に関する件 一二、農林漁業者の福祉に関する件 一三、農山漁村の振興に関する件 経済産業委員会 一、原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案(長妻昭君外五名提出、第百九十六回国会衆法第七七号) 二、分散型エネルギー利用の促進に関する法律案(近藤昭一君外七名提出、第百九十八回国会衆法第二二二号)
--	--	---

- 三、熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等のためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案(近藤昭一君外五名提出、第百九十八回国会衆法第二二二号)
- 四、国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関する法律案(近藤昭一君外七名提出、第百九十八回国会衆法第二二三号)
- 五、エネルギー協同組合法案(近藤昭一君外七名提出、第百九十八回国会衆法第二四七号)
- 六、中小企業者等の事業用不動産に係る賃料相当額の支払猶予及びその負担軽減に関する法律案(後藤祐一君外七名提出、第百九十八回国会衆法第二九四号)
- 七、新型コロナウイルス感染症対策中小事業者等持続化給付金に係る差押禁止等に関する法律案(田嶋要君外六名提出、第百九十八回国会衆法第二一〇号)
- 八、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者等に対する緊急の支援に関する法律案(山岡達丸君外九名提出、衆法第一〇号)
- 九、自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案(古本伸一郎君外十一名提出、衆法第四〇号)
- 一〇、経済産業の基本施策に関する件
- 一一、資源エネルギーに関する件
- 一二、特許に関する件
- 一三、中小企業に関する件
- 一四、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
- 一五、鉱業等に係る土地利用の調整に関する件
- 国土交通委員会
- 一、航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案(森山浩行君外七名提出、第百九十六回国会衆法第四三三号)
- 二、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている観光関連事業者に対する緊急の支援に関する法律案(小宮山泰子君外六名提出、衆法第一三三号)
- 三、国土交通行政の基本施策に関する件
- 四、国土計画、土地及び水資源に関する件
- 五、都市計画、建築及び地域整備に関する件
- 六、河川、道路、港湾及び住宅に関する件
- 七、陸運、海運、航空及び観光に関する件
- 八、北海道開発に関する件
- 九、気象及び海上保安に関する件
- 環境委員会
- 一、対象発電用原子炉施設等に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する法律案(柿沢未途君外五名提出、第百九十六回国会衆法第六六号)
- 二、環境の基本施策に関する件
- 三、地球温暖化の防止及び低炭素社会の構築に関する件
- 四、循環型社会の形成に関する件
- 五、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する件
- 六、公害の防止及び健康被害の救済に関する件
- 七、原子力の規制に関する件
- 八、公害紛争の処理に関する件
- 安全保障委員会
- 一、自衛隊法及び海上保安庁法の一部を改正する法律案(前原誠司君外一名提出、衆法第二七号)
- 二、領域等の警備及び海上保安体制の強化に関する法律案(篠原豪君外十四名提出、衆法第三一〇号)
- 三、国の安全保障に関する件
- 予算委員会
- 一、予算の実施状況に関する件
- 決算行政監視委員会
- 一、平成三十年度一般会計歳入歳出決算 平成三十年度特別会計歳入歳出決算 平成三十年度国税収納金整理資金受払計算書
- 二、平成三十年度政府関係機関決算書
- 三、平成三十年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 四、令和元年度一般会計歳入歳出決算 令和元年度特別会計歳入歳出決算 令和元年度国税収納金整理資金受払計算書
- 令和元年度政府関係機関決算書
- 五、令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 六、令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 七、令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)
- 八、令和二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)
- 九、令和二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)
- 一〇、令和二年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)(承諾を求めるの件)
- 求めるの件)
- 一、令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)(承諾を求めるの件)
- 二、令和二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)(承諾を求めるの件)
- 三、会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(篠原豪君外十三名提出、第百九十六回国会衆法第二二二号)
- 四、歳入歳出の実況に関する件
- 一五、国有財産の増減及び現況に関する件
- 一六、政府関係機関の経理に関する件
- 一七、国が資本金を出資している法人の会計に関する件
- 一八、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件
- 一九、行政監視に関する件
- 議院運営委員会
- 一、行政監視院法案(辻元清美君外五名提出、第百九十八回国会衆法第三二二号)
- 二、国会法の一部を改正する法律案(辻元清美君外五名提出、第百九十八回国会衆法第三二三号)
- 三、我が国の経済及び財政等に関する将来の推計を信頼性のある統計等の情報に基づき中立公正に実施するための経済財政等将来推計委員会の設置に関する法律案(階猛君外三名提出、衆法第六六号)
- 四、国会法の一部を改正する法律案(階猛君外三名提出、衆法第七七号)
- 五、国会法等改正に関する件

六、議長よりの諮問事項
七、その他議院運営委員会の所管に属する事項

災害対策特別委員会

一、災害対策に関する件

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会

一、政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(森山浩行君外五名提出、第百九十七回国会衆法第二号)

二、公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案(森山浩行君外九名提出、第百九十七回国会衆法第三号)

三、政治資金規正法の一部を改正する法律案(森山浩行君外十名提出、第百九十七回国会衆法第四号)

四、インターネット投票の導入の推進に関する法律案(中谷一馬君外十二名提出、衆法第四一号)

五、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件

沖縄及び北方問題に関する特別委員会
一、沖縄及び北方問題に関する件

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
一、北朝鮮による拉致問題等に関する件

消費者問題に関する特別委員会
一、消費者の利益の擁護及び増進等に関する件

総合的な対策に関する件
科学技術・イノベーション推進特別委員会
一、科学技術、イノベーション推進の総合的な対策に関する件

東日本大震災復興特別委員会
一、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(階猛君外五名提出、第百九十六回国会衆法第二号)

二、東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案(階猛君外五名提出、第百九十六回国会衆法第四号)

三、東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案(階猛君外五名提出、第百九十六回国会衆法第五号)

四、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(金子恵美君外六名提出、第百九十八回国会衆法第三十六号)

五、東日本大震災復興の総合的対策に関する件

原子力問題調査特別委員会
一、原子力問題に関する件

地方創生に関する特別委員会
一、地方創生の総合的対策に関する件

憲法審査会
一、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(原口一博君外二名提出、第百九十八回国会衆法第九号)

議院運営委員長水落敏栄君解任決議案
右の議案を決議する。
令和三年六月十五日

賛成者
吉川 沙織 田村 智子
森本 真治 鉢呂 吉雄
木戸口英司 横沢 高徳
水岡 俊一 森 ゆうこ
難波 奨二 白 眞勲
倉林 明子 大門実紀史

参議院議長 山東 昭子殿

議院運営委員長水落敏栄君解任決議
本院は、議院運営委員長水落敏栄君を委員長職より解任する。
右決議する。

理 由

国権の最高機関たる国会において、各会派の意見を尊重しつつ、円満かつ公正中立な議会運営を進めていくことこそ、議院運営委員長の職責そのものである。「良識の府」たる本院は、国民の権利と民主主義を守る役割を担っており、その本院の議院運営委員長は、自らの重い職責を認識する必要があることは言うまでもない。

現在、与党が拙速に成立させようと躍起になっている「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」、いわゆる重要土地利用規制法案は、衆議院では行われなかった内閣委員会の参考人質疑において、与党推薦の参考人までもが、条文を読むだけでは様々な憶測が広がる恐れがあることを痛感した、しっかりと議論していかなければ、国民の様々な解釈を呼んでしまう、と発言するほどの不十分極まる内容であり、慎重にも慎重な審議が求められている。

しかしながら水落議院運営委員長は、重要土地利用規制法案を強引に成立させたい政府・与党にむしる積極的に加担した。今回、突如として提案のあった緊急上程は、予算案や年度末の日切れ議案など例外的に認められるべきものであり、原則は次の本会議の議事日程にすべきものである。先例上も次の本会議で扱うことが原則であり、何よりコロナ禍にある現状において、本日、強行的に議事運営の常道から外れた形で議事日程を追加するのであれば、そしてそれを議院運営委員長が容認するのであれば、議院運営委員長に対する解任

決議案を出さざるを得ない。公正中立であるべき議院運営委員長として、あつてはならない行動であり決してこれ以上の先例としてはならない。よって、権威ある本院の議院運営委員長の重責を任せることはできない。

以上が、本決議案を提出する理由である。

審査報告書

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和三年六月十五日

内閣委員長 森屋 宏
参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、基本方針の策定、注視区域及び特別注視区域の指定、注視区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制、特別注視区域内にある土地等に係る契約の届出等の措置について定めようとするものである。なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 注視区域及び特別注視区域の指定に当たっては、あらかじめ当該区域に属する住民の実情に知悉する地方公共団体の意見を聴取する旨を基本方針において定めること。 二 基本方針の決定並びに注視区域及び特別注視区域の指定に当たっては、当該決定及びそれらの指定の後、速やかに国会に報告すること。 三 本法における「機能を阻害する行為」については、基本方針においてその類型を例示しつつ、明確かつ具体的に定めること。その際、本法の目的と無関係な行為を対象としないこと。 四 本法第二条に基づき「生活関連施設」を政令で定めるに当たっては、本法の目的を逸脱しないようにするとともに、その対象を限定的に列挙すること。 五 本法の規定による措置を実施するに当たっては、思想、信教、集会、結社、表現及び学問の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に制限することのないよう留意すること。 六 本法第四条第二項第二号の「経済的社会的観点から留意すべき事項」を具体的に明示すること。その際、本条における市街地の位置付けを明確にすること。 七 本法第四条第二項第三号の「注視区域内にある土地等の利用の状況等」についての調査に関する基本的な事項」を定めるに当たっては、調査対象となる者、調査方法、調査項目等を具体的に明示すること。 八 本法第六条に基づく土地等利用状況調査を行うに当たっては、本法の目的外の情報収集は行わないこと。また、収集した個人情報については、目的外利用となる他の行政機関への提供は制限するとともに、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律に則った情報管理を徹底	し、情報漏洩防止等のセキュリティ対策に万全を期すること。 九 本法第八条に基づく報告又は資料の提出の求めについては、基本方針において運用の考え方を具体的に明示すること。また、同条の対象となる利用者その他の関係者についても、基本方針において具体的に例示すること。 十 本法第九条に基づく勧告及び命令については、基本方針において、その対象となり得る行為を例示するとともに、運用基準を具体的に明示すること。また、勧告及び命令の実施状況を毎年度、国会を含め、国民に公表すること。 十一 土地等利用状況審議会の委員及び専門委員の任命に当たっては、重要施設及び国境離島等が全国各地に所在していることに鑑み、多様な主体の参画を図ること。 十二 本法第二十一条第一項に基づく情報の提供については、その要件を基本方針において具体的に明示すること。その際、本法の目的の範囲を逸脱しないよう留意すること。 十三 本法第二十六条に基づく罰則の適用については、限定的なものとする。また、本法第二十七条に基づく罰則の適用に当たっては、思想信条の自由、表現の自由、プライバシーの権利等を侵害することのないよう、十分配慮すること。 十四 本法第九条の勧告及び命令に従わない場合には、重要施設等の機能を阻害する行為を中止させることが困難であることに鑑み、本法の実効性を担保する観点から、収用を含め、更なる措置の在り方について、附則第二条の規定に基づき検討すること。 十五 我が国の安全保障の観点から、有人国境離島の過疎化を食い止めるための振興策を拡充するとともに、水源地や農地等、資源や国土の保全にとって重要な区域に関する調査及び規制の	在り方について、本法や関係法令の執行状況、安全保障を巡る内外の情勢などを見極めた上で、附則第二条の規定に基づき検討すること。 十六 注視区域及び特別注視区域の対象に、重要施設の敷地内の民有地を加えることについて、附則第二条の規定に基づき検討すること。 十七 本法に係る規制対象等の予見可能性や運用の透明性を求める意見が多くあることから、附則第二条の規定における施行後五年の経過を待たずに施行状況を把握し、必要に応じ制度の見直しを検討すること。 右決議する。 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決し、 よつて国会法第八十三条により送付する。 令和三年六月一日 衆議院議長 大島 理森 参議院議長 山東 昭子殿 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律	第六章 雑則(第二十一条 第二十四条 第七章 罰則(第二十五条 第二十八条) 附則 第一章 総則 (目的) 第一条 この法律は、重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、基本方針の策定、注視区域及び特別注視区域の指定、注視区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制、特別注視区域内にある土地等に係る契約の届出等の措置について定め、もつて国民生活の基盤の維持並びに我が国の領海等の保全及び安全保障に寄与することを目的とする。 (定義等) 第二条 この法律において「土地等」とは、土地及び建物をいう。 2 この法律において「重要施設」とは、次に掲げる施設をいう。 一 自衛隊の施設並びに日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域(第四項第一号において「防衛関係施設」という。) 二 海上保安庁の施設 三 国民生活に関連を有する施設であつて、その機能を阻害する行為が行われた場合に国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあると認められるもので政令で定めるもの(第四項第三号及び第十四条第二項第一号において「生活関連施設」という。) 3 この法律において「国境離島等」とは、次に掲げる離島をいう。 一 領海及び接続水域に関する法律(昭和五十
---	---	--	---

二年法律第三十号)第一条第一項の海域の限界を画する基礎となる基線(同法第二条第一項に規定する基線をいい、同項の直線基線の基点を含む。)を有する離島 二 前号に掲げるもののほか、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成二十八年法律第三十三号)第二条第一項に規定する有人国境離島地域を構成する離島(第五項第二号において「有人国境離島地域離島」という。)	(この法律の規定による措置の実施に当たつての留意事項) 第三条 内閣総理大臣は、この法律の規定による措置を実施するに当たっては、個人情報保護に十分配慮しつつ、注視区域内にある土地等が重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを防止するために必要な最小限度のものとなるようにしなければならない。 第二章 基本方針 第四条 政府は、重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本の方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めなければならない。 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的方向 二 注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項(当該指定に関し経済的社会的観点から留意すべき事項を含む。) 三 注視区域内にある土地等の利用の状況等についての調査に関する基本的な事項 四 注視区域内にある土地等の利用者(所有者又は所有権以外の権原に基づき使用若しくは収益をする者をいう。以下同じ。)に対する勧告及び命令に関する基本的な事項(当該勧告及び命令に係る重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の具体的内容に関する事項を含む。) 五 前各号に掲げるもののほか、重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関し必要な事項 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。	4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。 第三章 注視区域 第五節 注視区域の指定 第五条 内閣総理大臣は、重要施設の敷地の周囲におおむね千メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等が当該重要施設の施設機能又は当該国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを特に防止する必要があるものを、注視区域として指定することができる。 2 内閣総理大臣は、注視区域を指定する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、土地等利用状況審議会の意見を聴かなければならない。 3 内閣総理大臣は、注視区域を指定する場合には、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。 4 注視区域の指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による公示をしたときは、速やかに、その指定された区域その他内閣府令で定める事項を関係地方公共団体の長に通知しなければならない。 6 第二項から前項までの規定は、注視区域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。この場合において、注視区域の指定の解除について準用するときは、第三項中「その旨及びその区域」とあり、及び前項中「その指定された区域その他内閣府令で定める事項」とあるのは、「その旨」と読み替へるものとする。 第六条 内閣総理大臣は、注視区域内にある土地	等の利用の状況についての調査(次条第一項及び第八条において「土地等利用状況調査」という。)を行うものとする。 (利用者等関係情報の提供) 第七条 内閣総理大臣は、土地等利用状況調査のために必要がある場合においては、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関に対して、当該土地等利用状況調査に係る注視区域内にある土地等の利用者その他の関係者に関する情報のうちその者の氏名又は名称、住所その他政令で定めるものの提供を求めることができる。 2 関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を提供するものとする。 (報告の徴収等) 第八条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定により、同項に規定する情報の提供を求めた結果、土地等利用状況調査のためなお必要があると認めるときは、注視区域内にある土地等の利用者その他の関係者に対し、当該土地等の利用に関し報告又は資料の提出を求めることができる。(注視区域内にある土地等の利用者に対する勧告及び命令) 第九条 内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用者が当該土地等を重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認めるときは、土地等利用状況審議会の意見を聴いて、当該土地等の利用者に対し、当該土地等を当該行為の用に供しないことその他必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。 2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該者に対し、当
---	---	---	---

令和三年六月十六日 参議院会議録第三十二号

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案

該措置をとるべきことを命ずることができる。
(損失の補償)

第十条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令(以下この項及び次条第一項において「勧告等」という。)を受けた者が当該勧告等に係る措置をとつたことによりその者が損失を受け、又は他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。ただし、当該勧告等に係る行為をするについで、他の法律(法律に基づく命令及び条例を含む。)で行政庁の許可その他の処分を受けるべきことを定めているもの(当該許可その他の処分を受けることができないために損失を受けた者に対して、その損失を補償すべきことを定めているものを除く。)がある場合において、当該許可その他の処分の申請が却下されたとき、又は却下されるべき場合に該当するときに於ける当該勧告等に係る措置については、この限りでない。

2 前項の規定による損失の補償については、内閣総理大臣と損失を受けた者が協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、内閣総理大臣又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(土地等に関する権利の買入れ)

第十一条 内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等について、その所有者から勧告等に係る措置によって当該土地等の利用に著しい支障を来すこととなることにより当該土地等に関する権利(土地の所有権又は建物の所有権、当該建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権を含む。をいう。以下この条において同じ。)を買入れるべき旨の申出があつた場合においては、第三項の規定による買入れが行われる場合を除き、特別の事情がない限り、これを買入れ入るものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の申出があつた場合において、当該権利の買入れを希望する国の行政機関があるときは、当該国の行政機関の長を当該権利の買入れの相手方として定めることができる。

3 前項の場合においては、当該権利の買入れの相手方として定められた国の行政機関の長が、当該権利を買入れ入るものとする。

4 第一項又は前項の規定による買入れをする場合における権利の価額は、時価によるものとする。

第四章 特別注視区域

第十二条 特別注視区域の指定

内閣総理大臣は、注視区域に係る重要施設が特定重要施設(重要施設のうち、その施設機能が特に重要なもの又はその施設機能を阻害することが容易であるものであつて、他の重要施設によるその施設機能の代替が困難であるものをいう。次条第一項において同じ。)である場合又は注視区域に係る国境離島等が特定国境離島等(国境離島等のうち、その離島機能が特に重要なもの又はその離島機能を阻害することが容易であるものであつて、他の国境離島等によるその離島機能の代替が困難であるものをいう。同項において同じ。)である場合には、当該注視区域を、特別注視区域として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、特別注視区域を指定する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、土地等利用状況審議会の意見を聴かなければならない。

3 内閣総理大臣は、特別注視区域を指定する場合には、その旨及びその指定に係る注視区域を官報で公示しなければならない。

4 特別注視区域の指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による公示をしたときは、速やかに、その指定に係る注視区域その他内閣府令で定める事項を関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

6 特別注視区域の指定は、その指定に係る注視区域の区域が変更されたときは、当該変更後の注視区域の区域に変更されたものとみなす。この場合においては、内閣総理大臣は、その旨を官報で公示しなければならない。

7 第二項から第五項までの規定は、特別注視区域の指定の解除について準用する。この場合において、第三項中「その旨及びその指定に係る注視区域」とあり、及び第五項中「その指定に係る注視区域その他内閣府令で定める事項」とあるのは、「その旨」と読み替えるものとする。

8 特別注視区域として指定された注視区域についてその指定が解除されたときは、当該特別注視区域は、その指定が解除されたものとみなす。この場合においては、第六項後段の規定を準用する。

(特別注視区域内における土地等に関する所有権等の移転等の届出)

第十三条 特別注視区域内にある土地等(その面積(建物にあつては、床面積。第二号において同じ。)が二百平方メートルを下回らない範囲内で政令で定める規模未満の土地等を除く。以下この項及び第三項において同じ。)に関する所有権又はその取得を目的とする権利(以下この項において「所有権等」という。)の移転又は設定をする契約(予約を含み、当該契約に係る土地等に関する所有権等の移転又は設定を受ける者が

国、地方公共団体その他政令で定める者である契約その他当該契約による土地等に関する所有権等の移転又は設定後における当該土地等が特定重要施設の施設機能又は特定国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されるおそれが少ないものとして政令で定める契約を除く。以下この条及び第二十六条第一号において「土地等売買等契約」という。)を締結する場合には、当事者は、次に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該土地等売買等契約の対象となる土地等の所在及び面積

三 当該土地等売買等契約の目的となる土地等に関する所有権等の種別及び内容

四 当該土地等売買等契約による土地等に関する所有権等の移転又は設定後における当該土地等の利用目的

五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 前項の規定は、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)による調停その他の政令で定める事由により土地等売買等契約を締結する場合に、適用しない。

3 特別注視区域内にある土地等について、前項に規定する事由により土地等売買等契約を締結したときは、当事者は、当該土地等売買等契約を締結した日から起算して二週間以内に、第一項各号に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項又は前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る第一項各号に掲げる事項についての調査を行うものとする。

する。

5 第七条及び第八条の規定は、前項の規定による調査について準用する。

第五章 土地等利用状況審議会

(土地等利用状況審議会の設置)

第十四条 内閣府に、土地等利用状況審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 生活関連施設に関し、第二条第六項に規定する事項を処理すること。

二 注視区域の指定に関し、第五条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。

三 注視区域内にある土地等の利用者に対する勧告に関し、第九条第一項に規定する事項を処理すること。

四 特別注視区域の指定に関し、第十二条第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。

五 前各号に掲げるもののほか、重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、意見を述べること。

(組織)
第十五条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第十六条 委員は、法律、国際情勢、内外の社会経済情勢、土地等の利用及び管理の動向等に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 専門委員は、前条第二項の専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(委員の任期等)

第十七条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 専門委員は、その者の任命に係る第十五条第二項の専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第十八条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出等の要求)
第十九条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)
第二十条 この法律に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

(他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求等)
第二十一条 内閣総理大臣は、注視区域内において重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用を防止するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、当該施設機能又は離島機能の阻害の防止に資する情報の提供をすることができる。

2 内閣総理大臣は、注視区域内において重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、その防

止を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により同項の措置の速やかな実施を求めたときは、同項の大臣に対し、当該措置の実施状況について報告を求めることができる。

(関係行政機関等の協力)
第二十二条 内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、資料の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。

(国による土地等の買取り等)
第二十三条 国は、注視区域内にある土地等であつて、重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため国が適切な管理を行う必要があると認められるものについては、当該土地等の所有権又は地上権その他の使用及び収益を目的とする権利の買取りその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(内閣府令への委任)
第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、内閣府令で定める。

第七章 罰則

第二十五条 第九条第二項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する場合
には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項の規定に違反して、届出を

しない土地等売買等契約を締結したとき。
二 第十三条第三項の規定に違反して、届出をしなかったとき。

三 第十三条第一項又は第三項の規定による届出について、虚偽の届出をしたとき。

第二十七条 第八条(第十三条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は第八条の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条第六項、第二章、第五章及び第二十四条並びに附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)
第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(内閣法の一部改正)
第三条 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第一号中「安全保障」の下に

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案
入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願外二百六十三件の請願
法務局、更生保護官

二四

号の一部を次のように改正する。

第四條第一項に次の一号を加える。

三十一 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第 号）に基づく重要施設の施設機能及び国境離島

等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止のための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第二十七号の六の次に次の一号を加える。

二十七の七 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に基づく土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関すること。

第三十七条第三項の表子ども・子育て会議の項の次に次のように加える。

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よつて報告する。

參議院議長	山本 香苗
法務委員長	山本 香苗
山東 昭子殿	

一、採択すべきもの（五八件）

第一二七〇号、第一二七一号、第一二九七

第四条第一項に次の一号を加える。

三十一 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(令和三年法律第 号)

に基づく重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止のための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第二十七号の六の次に次の一号を加える。

二十七の七 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に基づく土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関するこ
と。

第三十七条第三項の表子ども・子育て会議の次の次に加える。

離島等における土地等の利用状況の調査及 る法律

三六号、第一三三七号、第一四四六号、第

号、第一八六八号、第一八六九号、第一八

一八七三號、第一八七四號、第一八七五

号、第一八七六号、第一八七七号、第一八七八号、第一八七九号、第一八八〇号、第

二二九三号、第二四五九号、第二六三一
号、第二六八五号、

裁判所の人的・物的充実に関する請願（三〇件）

第一七三三號、第一七三四號、第一七三五號、第一七三六號、第一七三七號、第一七

一八八二号、第一八八三号、第一八八四

号、第一八八五号、第一八八六号、第一八八七号、第一八八八号、第一八八九号、第一八九〇号、第一八九一号、第一八九二

九五号、第一八九六号、第一九一九号、第一九五五号、第二二三五号、第二二九五号、第二二九六号、第二四六〇号、第二六八七号

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり
審査決定した。よつて報告する。

厚生労働委員長 小川 克巳

一 探折すべきもの（二〇六件）

パーキンソン病患者への難病対策の推進に関する請願（二五件）

第三二四号、第三五六号、第四九〇号、第六五〇号、第七〇一号、第九三九号、第九

五八号、第九六三号、第九六四号、第九六五号、第一一二号、第一一四二号、第一

ゆとりとやりがいのある保育現場の創出等に

第六三三号

難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策
の総合的な推進に関する請願(六〇件)

第一一七〇号、第二二三二号、第一四六六号、第一四六七号、第一四六八号、第一五

一五五—一六二〇号、第一六一九号、第一六二〇

号、第一六二二号、第一六二三号、第一六二四号、第一六二五号、第一六二六号、第一六二七号、第一六二八

三十一号 第一六三二号、第一六三三号、第一六九八号、第一六九九号、第一七〇〇号、第一七〇一号、第一七〇二号、第一七〇三号、第一七〇四号、第一七〇五号、第

一七一九号、第一七五一号、第一七五二
号、第一七五三号、第一七七〇号、第一八
二〇号、第一八二二一、第一九〇七号、第
一九〇八号、第一九〇九号、第一九二五
号、第一九二六号、第二〇一九号、第二〇

二〇号、第二〇二二号、第二一二二号、第二二五三三号、第三三二七号、第三三一八号、第二四八六号、第二四八七号、第二五六九号、第二六一〇号、第三六四七号、第二六四八号、第二七一二号、第二七六九号、第二七七〇号

況下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の整備に関する請願（二〇件）

第一五二七号、第一六三六号、第一六三七号、第一七〇八号、第一七二〇号、第一七

二一號、第二七三號、第二七七號、第二八二四號、第一八四六號、第一九一一

号 第九二七号 第二一一三三号 第三
二三号、第三三八八号、第二六一三号、第

二七二五号 第二七一六号 第二七一七号、第二七七二号

の研究に関する請願（四八件）

第一五二八号、第一五二九号、第一五三〇号、第一五三一号、第一五三二号、第一五

三三三、第一五三四号、第一五三五号、第一五三六号、第一五三七号、第一五三八号、第二五三九号、第二五四〇号、第一五四一号、第一五四二号、第一五四三号、第一五四四号、第一五四五号、第一五四六号、第一六三八号、第一六三九号、第一六四〇号、第一六四一号、第一六四二号、第一七〇九号、第一七一〇号、第一七五六号、第一八二五号、第一八四七号、第一九一二号、第一九二八号、第二〇二四号、第二一四号、第二二五五号、第二二三三三、第三三八九号、第二四九二号、第二四九三三、第二四九四号、第二四九五号、第二四九六号、第二四九七号、第二四九八号、第二六一四号、第二六五〇号、第二七一八号、第二七一九号、第二七七三三

てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願(六二件)

第二一五号、第二二一六号、第二二一七号、第二二一八号、第二二一九号、第二二二〇号、第二二二一号、第二二二二号、第二二二三号、第二二二四号、第二二二五号、第二二二六号、第二二二七号、第二二二八号、第二二二九号、第二二三〇号、第二二三一号、第二二三二号、第二二三三号、第二二三四号、第二二三五号、第二二三六号、第二二三七号、第二二三八号、第二二三九号、第二二四〇号、第二二四一号、第二二四二号、第二二四三号、第二二四四号、第二二四五号、第二二四六号、第二二四七号、第二二四八号、第二二四九号、第二二五〇号、第二二五六号、第二二五七号、第二二五八号、第二二五九号、第二二六〇号、第二三二四号、第二三二五号、第二三三六号、第二三三七号、第二三三

九〇号、第三三九一号、第二四九九号、第二五〇〇号、第二五〇一号、第二五〇二号、第二五〇三三、第二五〇四号、第二五八五号、第二六一五号、第二六五一号、第二六五二二、第二七二〇号、第二七二一号、第二七二二二、第二七二三三、第二七七四号

投票者氏名

日程第一 議院運営委員長長水落敏栄君解任決議案
(吉川沙織君外一名発議)

賛成者(白色票)氏名

六五名

青木 愛君
石垣のりこ君
石橋 通宏君
江崎 孝君
小沼 巧君
川田 龍平君
岸 真紀子君
郡司 彰君
古賀 之土君
塩村あやか君
杉尾 秀哉君
田名部匡代君
那谷屋正義君
難波 奨二君
羽田 次郎君
鉢呂 吉雄君
福山 哲郎君
牧山ひろえ君
宮口 治子君
森 ゆうこ君
森屋 隆君

有田 芳生君
石川 大我君
打越さく良君
小沢 雅仁君
勝部 賢志君
木戸口英司君
熊谷 裕人君
小西 洋之君
斎藤 嘉隆君
芝 博一君
田島麻衣子君
徳永 エリ君
長浜 博行君
野田 国義君
白 眞勲君
福島みずほ君
真山 勇一君
水岡 俊一君
宮沢 由佳君
森本 真治君
横沢 高德君

吉川 沙織君
連、 舩君
伊藤 岳君
紙 智子君
倉林 明子君
田村 智子君
武田 良介君
山添 拓君
高良 鉄美君
船後 靖彦君
ながえ孝子君
寺田 静君

反対者(青色票)氏名

一七一名

足立 敏之君
青山 繁晴君
朝日健太郎君
石井 準一君
石井 正弘君
磯崎 仁彦君
今井絵理子君
宇都 隆史君
江島 潔君
小川 克巳君
尾辻 秀久君
大野 泰正君
岡田 直樹君
加田 裕之君
北村 経夫君
古賀友一郎君
佐藤 啓君
佐藤 正久君
櫻井 充君
自見はなこ君

吉田 忠智君
井上 哲士君
岩渕 友君
吉良よし子君
小池 晃君
大門実紀史君
山下 芳生君
伊波 洋一君
木村 英子君
嘉田由紀子君
小川 敏夫君

進藤金日子君
世耕 弘成君
そのだ修光君
高野光二郎君
高橋はるみ君
滝波 宏文君
柘植 芳文君
堂故 茂君
豊田 俊郎君
中曾根弘文君
中西 哲君
長峯 誠君
西田 昌司君
野村 哲郎君
長谷川 岳君
林 芳正君
藤井 基之君
藤木 眞也君
古川 俊治君
本田 顕子君
牧野たかお君
松川 るい君
松村 祥史君
丸川 珠代君
三木 亨君
三宅 伸吾君
宮崎 雅夫君
宮本 周司君
森 まさこ君
山崎 正昭君
山田 修路君
山田 俊男君
山谷えり子君
吉川ゆうみ君

賛成者(白色票)氏名

六五名

青木 愛君
石垣のりこ君
石橋 通宏君
江崎 孝君
小沼 巧君
川田 龍平君
岸 真紀子君
郡司 彰君
古賀 之土君
塩村あやか君
杉尾 秀哉君
田名部匡代君
那谷屋正義君
難波 奨二君
羽田 次郎君
鉢呂 吉雄君
福山 哲郎君
牧山ひろえ君
宮口 治子君
森 ゆうこ君
森屋 隆君

有田 芳生君
石川 大我君
打越さく良君
小沢 雅仁君
勝部 賢志君
木戸口英司君
熊谷 裕人君
小西 洋之君
斎藤 嘉隆君
芝 博一君
田島麻衣子君
徳永 エリ君
長浜 博行君
野田 国義君
白 眞勲君
福島みずほ君
真山 勇一君
水岡 俊一君
宮沢 由佳君
森本 真治君
横沢 高德君

進藤金日子君
世耕 弘成君
そのだ修光君
高野光二郎君
高橋はるみ君
滝波 宏文君
柘植 芳文君
堂故 茂君
豊田 俊郎君
中曾根弘文君
中西 哲君
長峯 誠君
西田 昌司君
野村 哲郎君
長谷川 岳君
林 芳正君
藤井 基之君
藤木 眞也君
古川 俊治君
本田 顕子君
牧野たかお君
松川 るい君
松村 祥史君
丸川 珠代君
三木 亨君
三宅 伸吾君
宮崎 雅夫君
宮本 周司君
森 まさこ君
山崎 正昭君
山田 修路君
山田 俊男君
山谷えり子君
吉川ゆうみ君

賛成者(白色票)氏名

六五名

青木 愛君
石垣のりこ君
石橋 通宏君
江崎 孝君
小沼 巧君
川田 龍平君
岸 真紀子君
郡司 彰君
古賀 之土君
塩村あやか君
杉尾 秀哉君
田名部匡代君
那谷屋正義君
難波 奨二君
羽田 次郎君
鉢呂 吉雄君
福山 哲郎君
牧山ひろえ君
宮口 治子君
森 ゆうこ君
森屋 隆君

有田 芳生君
石川 大我君
打越さく良君
小沢 雅仁君
勝部 賢志君
木戸口英司君
熊谷 裕人君
小西 洋之君
斎藤 嘉隆君
芝 博一君
田島麻衣子君
徳永 エリ君
長浜 博行君
野田 国義君
白 眞勲君
福島みずほ君
真山 勇一君
水岡 俊一君
宮沢 由佳君
森本 真治君
横沢 高德君

進藤金日子君
世耕 弘成君
そのだ修光君
高野光二郎君
高橋はるみ君
滝波 宏文君
柘植 芳文君
堂故 茂君
豊田 俊郎君
中曾根弘文君
中西 哲君
長峯 誠君
西田 昌司君
野村 哲郎君
長谷川 岳君
林 芳正君
藤井 基之君
藤木 眞也君
古川 俊治君
本田 顕子君
牧野たかお君
松川 るい君
松村 祥史君
丸川 珠代君
三木 亨君
三宅 伸吾君
宮崎 雅夫君
宮本 周司君
森 まさこ君
山崎 正昭君
山田 修路君
山田 俊男君
山谷えり子君
吉川ゆうみ君

賛成者(白色票)氏名

六五名

青木 愛君
石垣のりこ君
石橋 通宏君
江崎 孝君
小沼 巧君
川田 龍平君
岸 真紀子君
郡司 彰君
古賀 之土君
塩村あやか君
杉尾 秀哉君
田名部匡代君
那谷屋正義君
難波 奨二君
羽田 次郎君
鉢呂 吉雄君
福山 哲郎君
牧山ひろえ君
宮口 治子君
森 ゆうこ君
森屋 隆君

有田 芳生君
石川 大我君
打越さく良君
小沢 雅仁君
勝部 賢志君
木戸口英司君
熊谷 裕人君
小西 洋之君
斎藤 嘉隆君
芝 博一君
田島麻衣子君
徳永 エリ君
長浜 博行君
野田 国義君
白 眞勲君
福島みずほ君
真山 勇一君
水岡 俊一君
宮沢 由佳君
森本 真治君
横沢 高德君

進藤金日子君
世耕 弘成君
そのだ修光君
高野光二郎君
高橋はるみ君
滝波 宏文君
柘植 芳文君
堂故 茂君
豊田 俊郎君
中曾根弘文君
中西 哲君
長峯 誠君
西田 昌司君
野村 哲郎君
長谷川 岳君
林 芳正君
藤井 基之君
藤木 眞也君
古川 俊治君
本田 顕子君
牧野たかお君
松川 るい君
松村 祥史君
丸川 珠代君
三木 亨君
三宅 伸吾君
宮崎 雅夫君
宮本 周司君
森 まさこ君
山崎 正昭君
山田 修路君
山田 俊男君
山谷えり子君
吉川ゆうみ君

賛成者(白色票)氏名

六五名

青木 愛君
石垣のりこ君
石橋 通宏君
江崎 孝君
小沼 巧君
川田 龍平君
岸 真紀子君
郡司 彰君
古賀 之土君
塩村あやか君
杉尾 秀哉君
田名部匡代君
那谷屋正義君
難波 奨二君
羽田 次郎君
鉢呂 吉雄君
福山 哲郎君
牧山ひろえ君
宮口 治子君
森 ゆうこ君
森屋 隆君

有田 芳生君
石川 大我君
打越さく良君
小沢 雅仁君
勝部 賢志君
木戸口英司君
熊谷 裕人君
小西 洋之君
斎藤 嘉隆君
芝 博一君
田島麻衣子君
徳永 エリ君
長浜 博行君
野田 国義君
白 眞勲君
福島みずほ君
真山 勇一君
水岡 俊一君
宮沢 由佳君
森本 真治君
横沢 高德君

進藤金日子君
世耕 弘成君
そのだ修光君
高野光二郎君
高橋はるみ君
滝波 宏文君
柘植 芳文君
堂故 茂君
豊田 俊郎君
中曾根弘文君
中西 哲君
長峯 誠君
西田 昌司君
野村 哲郎君
長谷川 岳君
林 芳正君
藤井 基之君
藤木 眞也君
古川 俊治君
本田 顕子君
牧野たかお君
松川 るい君
松村 祥史君
丸川 珠代君
三木 亨君
三宅 伸吾君
宮崎 雅夫君
宮本 周司君
森 まさこ君
山崎 正昭君
山田 修路君
山田 俊男君
山谷えり子君
吉川ゆうみ君

賛成者(白色票)氏名

六五名

青木 愛君
石垣のりこ君
石橋 通宏君
江崎 孝君
小沼 巧君
川田 龍平君
岸 真紀子君
郡司 彰君
古賀 之土君
塩村あやか君
杉尾 秀哉君
田名部匡代君
那谷屋正義君
難波 奨二君
羽田 次郎君
鉢呂 吉雄君
福山 哲郎君
牧山ひろえ君
宮口 治子君
森 ゆうこ君
森屋 隆君

有田 芳生君
石川 大我君
打越さく良君
小沢 雅仁君
勝部 賢志君
木戸口英司君
熊谷 裕人君
小西 洋之君
斎藤 嘉隆君
芝 博一君
田島麻衣子君
徳永 エリ君
長浜 博行君
野田 国義君
白 眞勲君
福島みずほ君
真山 勇一君
水岡 俊一君
宮沢 由佳君
森本 真治君
横沢 高德君

進藤金日子君
世耕 弘成君
そのだ修光君
高野光二郎君
高橋はるみ君
滝波 宏文君
柘植 芳文君
堂故 茂君
豊田 俊郎君
中曾根弘文君
中西 哲君
長峯 誠君
西田 昌司君
野村 哲郎君
長谷川 岳君
林 芳正君
藤井 基之君
藤木 眞也君
古川 俊治君
本田 顕子君
牧野たかお君
松川 るい君
松村 祥史君
丸川 珠代君
三木 亨君
三宅 伸吾君
宮崎 雅夫君
宮本 周司君
森 まさこ君
山崎 正昭君
山田 修路君
山田 俊男君
山谷えり子君
吉川ゆうみ君

賛成者(白色票)氏名

六五名

青木 愛君
石垣のりこ君
石橋 通宏君
江崎 孝君
小沼 巧君
川田 龍平君
岸 真紀子君
郡司 彰君
古賀 之土君
塩村あやか君
杉尾 秀哉君
田名部匡代君
那谷屋正義君
難波 奨二君
羽田 次郎君
鉢呂 吉雄君
福山 哲郎君
牧山ひろえ君
宮口 治子君
森 ゆうこ君
森屋 隆君

有田 芳生君
石川 大我君
打越さく良君
小沢 雅仁君
勝部 賢志君
木戸口英司君
熊谷 裕人君
小西 洋之君
斎藤 嘉隆君
芝 博一君
田島麻衣子君
徳永 エリ君
長浜 博行君
野田 国義君
白 眞勲君
福島みずほ君
真山 勇一君
水岡 俊一君
宮沢 由佳君
森本 真治君
横沢 高德君

進藤金日子君
世耕 弘成君
そのだ修光君
高野光二郎君
高橋はるみ君
滝波 宏文君
柘植 芳文君
堂故 茂君
豊田 俊郎君
中曾根弘文君
中西 哲君
長峯 誠君
西田 昌司君
野村 哲郎君
長谷川 岳君
林 芳正君
藤井 基之君
藤木 眞也君
古川 俊治君
本田 顕子君
牧野たかお君
松川 るい君
松村 祥史君
丸川 珠代君
三木 亨君
三宅 伸吾君
宮崎 雅夫君
宮本 周司君
森 まさこ君
山崎 正昭君
山田 修路君
山田 俊男君
山谷えり子君
吉川ゆうみ君

賛成者(白色票)氏名

六五名

青木 愛君
石垣のりこ君
石橋 通宏君
江崎 孝君
小沼 巧君
川田 龍平君
岸 真紀子君
郡司 彰君
古賀 之土君
塩村あやか君
杉尾 秀哉君
田名部匡代君
那谷屋正義君
難波 奨二君
羽田 次郎君
鉢呂 吉雄君
福山 哲郎君
牧山ひろえ君
宮口 治子君
森 ゆうこ君
森屋 隆君

有田 芳生君
石川 大我君
打越さく良君
小沢 雅仁君
勝部 賢志君
木戸口英司君
熊谷 裕人君
小西 洋之君
斎藤 嘉隆君
芝 博一君
田島麻衣子君
徳永 エリ君
長浜 博行君
野田 国義君
白 眞勲君
福島みずほ君
真山 勇一君
水岡 俊一君
宮沢 由佳君
森本 真治君
横沢 高德君

進藤金日子君
世耕 弘成君
そのだ修光君
高野光二郎君
高橋はるみ君
滝波 宏文君
柘植 芳文君
堂故 茂君
豊田 俊郎君
中曾根弘文君
中西 哲君
長峯 誠君
西田 昌司君
野村 哲郎君
長谷川 岳君
林 芳正君
藤井 基之君
藤木 眞也君
古川 俊治君
本田 顕子君
牧野たかお君
松川 るい君
松村 祥史君
丸川 珠代君
三木 亨君
三宅 伸吾君
宮崎 雅夫君
宮本 周司君
森 まさこ君
山崎 正昭君
山田 修路君
山田 俊男君
山谷えり子君
吉川ゆうみ君

賛成者(白色票)氏名

六五名

青木 愛君
石垣のりこ君
石橋 通宏君
江崎 孝君
小沼 巧君
川田 龍平君
岸 真紀子君
郡司 彰君
古賀 之土君
塩村あやか君
杉尾 秀哉君
田名部匡代君
那谷屋正義君
難波 奨二君
羽田 次郎君
鉢呂 吉雄君
福山 哲郎君
牧山ひろえ君
宮口 治子君
森 ゆうこ君
森屋 隆君

有田 芳生君
石川 大我君
打越さく良君
小沢 雅仁君
勝部 賢志君
木戸口英司君
熊谷 裕人君
小西 洋之君
斎藤 嘉隆君
芝 博一君
田島麻衣子君
徳永 エリ君
長浜 博行君
野田 国義君
白 眞勲君
福島みずほ君
真山 勇一君
水岡 俊一君
宮沢 由佳君
森本 真治君
横沢 高德君

進藤金日子君
世耕 弘成君
そのだ修光君
高野光二郎君
高橋はるみ君
滝波 宏文君
柘植 芳文君
堂故 茂君
豊田 俊郎君
中曾根弘文君
中西 哲君
長峯 誠君
西田 昌司君
野村 哲郎君
長谷川 岳君
林 芳正君
藤井 基之君
藤木 眞也君
古川 俊治君
本田 顕子君
牧野たかお君
松川 るい君
松村 祥史君
丸川 珠代君
三木 亨君
三宅 伸吾君
宮崎 雅夫君
宮本 周司君
森 まさこ君
山崎 正昭君
山田 修路君
山田 俊男君
山谷えり子君
吉川ゆうみ君

賛成者(白色票)氏名

六五名

青木 愛君
石垣のりこ君
石橋 通宏君
江崎 孝君
小沼 巧君
川田 龍平君
岸 真紀子君
郡司 彰君
古賀 之土君
塩村あやか君
杉尾 秀哉君
田名部匡代君
那谷屋正義君
難波 奨二君
羽田 次郎君
鉢呂 吉雄君
福山 哲郎君
牧山ひろえ君
宮口 治子君
森 ゆうこ君
森屋 隆君

有田 芳生君
石川 大我君
打越さく良君
小沢 雅仁君
勝部 賢志君
木戸口英司君
熊谷 裕人君
小西 洋之君
斎藤 嘉隆君
芝 博一君
田島麻衣子君
徳永 エリ君
長浜 博行君
野田 国義君
白 眞勲君
福島みずほ君
真山 勇一君
水岡 俊一君
宮沢 由佳君
森本 真治君
横沢 高德君

進藤金日子君
世耕 弘成君
そのだ修光君
高野光二郎君
高橋はるみ君
滝波 宏文君
柘植 芳文君
堂故 茂君
豊田 俊郎君
中曾根弘文君
中西 哲君
長峯 誠君
西田 昌司君
野村 哲郎君
長谷川 岳君
林 芳正君
藤井 基之君
藤木 眞也君
古川 俊治君
本田 顕子君
牧野たかお君
松川 るい君
松村 祥史君
丸川 珠代君
三木 亨君
三宅 伸吾君
宮崎 雅夫君
宮本 周司君
森 まさこ君
山崎 正昭君
山田 修路君
山田 俊男君
山谷えり子君
吉川ゆうみ君

賛成者(白色票)氏名

六五名

青木 愛君
石垣のりこ君
石橋 通宏君
江崎 孝君
小沼 巧君
川田 龍平君
岸 真紀子君
郡司 彰君
古賀 之土君
塩村あやか君
杉尾 秀哉君
田名部匡代君
那谷屋正義君
難波 奨二君
羽田 次郎君
鉢呂 吉雄君
福山 哲郎君
牧山ひろえ君
宮口 治子君
森 ゆうこ君
森屋 隆君

有田 芳生君
石川 大我君
打越さく良君
小沢 雅仁君
勝部 賢志君
木戸口英司君
熊谷 裕人君
小西 洋之君
斎藤 嘉隆君
芝 博一君
田島麻衣子君
徳永 エリ君
長浜 博行君
野田 国義君
白 眞勲君
福島みずほ君
真山 勇一君
水岡 俊一君
宮沢 由佳君
森本 真治君
横沢 高德君

進藤金日子君
世耕 弘成君
そのだ修光君
高野光二郎君
高橋はるみ君
滝波 宏文君
柘植 芳文君
堂故 茂君
豊田 俊郎君
中曾根弘文君
中西 哲君
長峯 誠君
西田 昌司君
野村 哲郎君
長谷川 岳君
林 芳正君
藤井 基之君
藤木 眞也君
古川 俊治君
本田 顕子君
牧野たかお君
松川 るい君
松村 祥史君
丸川 珠代君
三木 亨君
三宅 伸吾君
宮崎 雅夫君
宮本 周司君
森 まさこ君
山崎 正昭君
山田 修路君
山田 俊男君
山谷えり子君
吉川ゆうみ君

賛成者(白色票)氏名

六五名

青木 愛君
石垣のりこ君
石橋 通宏君
江崎 孝君
小沼 巧君
川田 龍平君
岸 真紀子君
郡司 彰君
古賀 之土君
塩村あやか君
杉尾 秀哉君
田名部匡代君
那谷屋正義君
難波 奨二君
羽田 次郎君
鉢呂 吉雄君
福山 哲郎君
牧山ひろえ君
宮口 治子君
森 ゆうこ君
森屋 隆君

有田 芳生君
石川 大我君
打越さく良君
小沢 雅仁君
勝部 賢志君
木戸口英司君
熊谷 裕人君
小西 洋之君
斎藤 嘉隆君
芝 博一君
田島麻衣子君
徳永 エリ君
長浜 博行君
野田 国義君
白 眞勲君
福島みずほ君
真山 勇一君
水岡 俊一君
宮沢 由佳君
森本 真治君
横沢 高德君

進藤金日子君
世耕 弘成君
そのだ修光君
高野光二郎君
高橋はるみ君
滝波 宏文君
柘植 芳文君
堂故 茂君
豊田 俊郎君
中曾根弘文君
中西 哲君
長峯 誠君
西田 昌司君
野村 哲郎君
長谷川 岳君
林 芳正君
藤井 基之君
藤木 眞也君
古川 俊治君
本田 顕子君
牧野たかお君
松川 るい君
松村 祥史君
丸川 珠代君
三木 亨君
三宅 伸吾君
宮崎 雅夫君
宮本 周司君
森 まさこ君
山崎 正昭君
山田 修路君
山田 俊男君
山谷えり子君
吉川ゆうみ君

賛成者(白色票)氏名

六五名

青木 愛君
石垣のりこ君
石橋 通宏君
江崎 孝君
小沼 巧君
川田 龍平君
岸 真紀子君
郡司 彰君
古賀 之土君
塩村あやか君
杉尾 秀哉君
田名部匡代君
那谷屋正義君
難波 奨二君
羽田 次郎君
鉢呂 吉雄君
福山 哲郎君
牧山ひろえ君
宮口 治子君
森 ゆうこ君
森屋 隆君

有田 芳生君
石川 大我君
打越さく良君
小沢 雅仁君
勝部 賢志君
木戸口英司君
熊谷 裕人君
小西 洋之君
斎藤 嘉隆君
芝 博一君
田島麻衣子君
徳永 エリ君
長浜 博行君
野田 国義君
白 眞勲君
福島みずほ君
真山 勇一君
水岡 俊一君
宮沢 由佳君
森本 真治君
横沢 高德君

進藤金日子君
世耕 弘成君
そのだ修光君
高野光二郎君
高橋はるみ君
滝波 宏文君
柘植 芳文君
堂故 茂君
豊田 俊郎君
中曾根弘文君
中西 哲君
長峯 誠君
西田 昌司君
野村 哲郎君
長谷川 岳君
林 芳正君
藤井 基之君
藤木 眞也君
古川 俊治君
本田 顕子君
牧野たかお君
松川 るい君
松村 祥史君
丸川 珠代君
三木 亨君
三宅 伸吾君
宮崎 雅夫君
宮本 周司君
森 まさこ君
山崎 正昭君
山田 修路君
山田 俊男君
山谷えり子君
吉川ゆうみ君

賛成者(白色票)氏名

六五名

青木 愛君
石垣のりこ君
石橋 通宏君
江崎 孝君
小沼 巧君
川田 龍平君
岸 真紀子君
郡司 彰君
古賀 之土君
塩村あやか君
杉尾 秀哉君
田名部匡代君
那谷屋正義君
難波 奨二君
羽田 次郎君
鉢呂 吉雄君
福山 哲郎君
牧山ひろえ君
宮口 治子君
森 ゆうこ君
森屋 隆君

有田 芳生君
石川 大我君
打越さく良君
小沢 雅仁君
勝部 賢志君
木戸口英司君
熊谷 裕人君
小西 洋之君
斎藤 嘉隆君
芝 博一君
田島麻衣子君
徳永 エリ君
長浜 博行君
野田 国義君
白 眞勲君
福島みずほ君
真山 勇一君
水岡 俊一君
宮沢 由佳君
森本 真治君
横沢 高德君

進藤金日子君
世耕 弘成君
そのだ修光君
高野光二郎君
高橋はるみ君
滝波 宏文君
柘植 芳文君
堂故 茂君
豊田 俊郎君
中曾根弘文君
中西 哲君
長峯 誠君
西田 昌司君
野村 哲郎君
長谷川 岳君
林 芳正君
藤井 基之君
藤木 眞也君
古川 俊治君
本田 顕子君
牧野たかお君
松川 るい君
松村 祥史君
丸川 珠代君
三木 亨君
三宅 伸吾君
宮崎 雅夫君
宮本 周司君
森 まさこ君
山崎 正昭君
山田 修路君
山田 俊男君
山谷えり子君
吉川ゆうみ君

賛成者(白色票)氏名

六五名

青木 愛君
石垣のりこ君
石橋 通宏君
江崎 孝君
小沼 巧君
川田 龍平君
岸 真紀子君
郡司 彰君
古賀 之土君
塩村あやか君
杉尾 秀哉君
田名部匡代君
那谷屋正義君
難波 奨二君
羽田 次郎君
鉢呂 吉雄君
福山 哲郎君
牧山ひろえ君
宮口 治子君
森 ゆうこ君
森屋 隆君

有田 芳生君
石川 大我君
打越さく良君
小沢 雅仁君
勝部 賢志君
木戸口英司君
熊谷 裕人君
小西 洋之君
斎藤 嘉隆君
芝 博一君
田島麻衣子君
徳永 エリ君
長浜 博行君
野田 国義君
白 眞勲君
福島みずほ君
真山 勇一君
水岡 俊一君
宮沢 由佳君
森本 真治君
横沢 高德君

進藤金日子君
世耕 弘成君
そのだ修光君
高野光二郎君
高橋はるみ君
滝波 宏文君
柘植 芳文君
堂故 茂君
豊田 俊郎君
中曾根弘文君
中西 哲君
長峯 誠君
西田 昌司君
野村 哲郎君
長谷川 岳君
林 芳正君
藤井 基之君
藤木 眞也君
古川 俊治君
本田 顕子君
牧野たかお君
松川 るい君
松村 祥史君
丸川 珠代君
三木 亨君
三宅 伸吾君
宮崎 雅夫君
宮本 周司君
森 まさこ君
山崎 正昭君
山田 修路君
山田 俊男君
山谷えり子君
吉川ゆうみ君

賛成者(白色票)氏名

六五名

青木 愛君
石垣のりこ君
石橋 通宏君
江崎 孝君
小沼 巧君
川田 龍平君
岸 真紀子君
郡司 彰君
古賀 之土君
塩村あやか君
杉尾 秀哉君
田名部匡代君
那谷屋正義君
難波 奨二君
羽田 次郎君
鉢呂 吉雄君
福山 哲郎君
牧山ひろえ君
宮口 治子君
森 ゆうこ君
森屋 隆君

有田 芳生君
石川 大我君
打越さく良君
小沢 雅仁君
勝部 賢志君
木戸口英司君
熊谷 裕人君
小西 洋之君
斎藤 嘉隆君
芝 博一君
田島麻衣子君
徳永 エリ君
長浜 博行君
野田 国義君
白 眞勲君
福島みずほ君
真山 勇一君
水岡 俊一君
宮沢 由佳君
森本 真治君
横沢 高德君

進藤金日子君
世耕 弘成君
そのだ修光君
高野光二郎君
高橋はるみ君
滝波 宏文君
柘植 芳文君
堂故 茂君
豊田 俊郎君
中曾根弘文君
中西 哲君
長峯 誠君
西田 昌司君
野村 哲郎君
長谷川 岳君
林 芳正君
藤井 基之君
藤木 眞也君
古川 俊治君
本田 顕子君
牧野たかお君
松川 るい君
松村 祥史君
丸川 珠代君
三木 亨君
三宅 伸吾君
宮崎 雅夫君
宮本 周司君
森 まさこ君
山崎 正昭君
山田 修路君
山田 俊男君
山谷えり子君
吉川ゆうみ君

賛成者(白色票)氏名

六五名

青木 愛君
石垣のりこ君
石橋 通宏君
江崎 孝君
小沼 巧君
川田 龍平君
岸 真紀子君
郡司 彰君
古賀 之土君
塩村あやか君
杉尾 秀哉君
田名部匡代君
那谷屋正義君
難波 奨二君
羽田 次郎君
鉢呂 吉雄君
福山 哲郎君
牧山ひろえ君
宮口 治子君
森 ゆうこ君
森屋 隆君

有田 芳生君
石川 大我君
打越さく良君
小沢 雅仁君
勝部 賢志君
木戸口英司君
熊谷 裕人君
小西 洋之君
斎藤 嘉隆君
芝 博一君
田島麻衣子君
徳永 エリ君
長浜 博行君
野田 国義君
白 眞勲君
福島みずほ君
真山 勇一君
水岡 俊一君
宮沢 由佳君
森本 真治君
横沢 高德君

進藤金日子君
世耕 弘成君
そのだ修光君
高野光二郎君
高橋はるみ君
滝波 宏文君
柘植 芳文君
堂故 茂君
豊田 俊郎君
中曾根弘文君
中西 哲君
長峯 誠君
西田 昌司君
野村 哲郎君
長谷川 岳君
林 芳正君
藤井 基之君
藤木 眞也君
古川 俊治君
本田 顕子君
牧野たかお君
松川 るい君
松村 祥史君
丸川 珠代君
三木 亨君
三宅 伸吾君
宮崎 雅夫君
宮本 周司君
森 まさこ君
山崎 正昭君
山田 修路君
山田 俊男君
山谷えり子君
吉川ゆうみ君

賛成者(白色票)氏名

六五名

青木 愛君
石垣のりこ君
石橋 通宏君
江崎 孝君
小沼 巧君
川田 龍平君
岸 真紀子君
郡司 彰君
古賀 之土君
塩村あやか君
杉尾 秀哉君
田名部匡代君
那谷屋正義君
難波 奨二君
羽田 次郎君
鉢呂 吉雄君
福山 哲郎君
牧山ひろえ君
宮口 治子君
森 ゆうこ君
森屋 隆君

有田 芳生君
石川 大我君
打越さく良君
小沢 雅仁君
勝部 賢志君
木戸口英司君
熊谷 裕人君
小西 洋之君
斎藤 嘉隆君
芝 博一君
田島麻衣子君
徳永 エリ君
長浜 博行君
野田 国義君
白 眞勲君
福島みずほ君
真山 勇一君
水岡 俊一君
宮沢 由佳君
森本 真治君
横沢 高德君

進藤金日子君
世耕 弘成君
そのだ修光君
高野光二郎君
高橋はるみ君
滝波 宏文君
柘植 芳文君
堂故 茂君
豊田 俊郎君
中曾根弘文君
中西 哲君
長峯 誠君
西田 昌司君
野村 哲郎君
長谷川 岳君
林 芳正君
藤井 基之君
藤木 眞也君
古川 俊治君
本田 顕子君
牧野たかお君
松川 るい君
松村 祥史君
丸川 珠代君
三木 亨君
三宅 伸吾君
宮崎 雅夫君
宮本 周司君
森 まさこ君
山崎 正昭君
山田 修路君
山田 俊男君
山谷えり子君
吉川ゆうみ君

賛成者(白色票)氏名

六五名

青木 愛君
石垣のりこ君
石橋 通宏君
江崎 孝君
小沼 巧君
川田 龍平君
岸 真紀子君
郡司 彰君
古賀 之土君
塩村あやか君
杉尾 秀哉君
田名部匡代君
那谷屋正義君
難波 奨二君
羽田 次郎君
鉢

渡辺 猛之君 秋野 公造君 伊藤 孝江君 石川 博崇君 河野 義博君 熊野 正士君 佐々木さやか君 里見 隆治君 塩田 博昭君 下野 六太君 杉 久武君 高瀬 弘美君 高橋 光男君 竹内 真二君 竹谷とし子君 谷合 正明君 新妻 秀規君 西田 実仁君 浜田 昌良君 平木 大作君 三浦 信祐君 宮崎 勝君 矢倉 克夫君 安江 伸夫君 山口那津男君 山本 香苗君 山本 博司君 横山 信一君 若松 謙維君 浅田 均君 東 徹君 石井 章君 石井 苗子君 梅村 聡君 梅村みずほ君 首喜多 駿君 片山 大介君 片山虎之助君 清水 貴之君 柴田 巧君 鈴木 宗男君 高木かおり君 松沢 成文君 室井 邦彦君 柳ヶ瀬裕文君 足立 信也君 伊藤 孝恵君 磯崎 哲史君 上田 清司君 大塚 耕平君 川合 孝典君 小林 正夫君 榛葉賀津也君 田村 まみ君 芳賀 道也君 浜口 誠君 浜野 喜史君 舟山 康江君 矢田わか子君 安達 澄君 須藤 元気君 橋本 聖子君 平山佐知子君	我が国における難民認定の状況に関する質問 主意書 右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。 令和三年六月四日 石橋 通宏 参議院議長 山東 昭子殿 我が国における難民認定の状況に関する質問主意書 一 難民認定の実態について 1 難民認定申請者について (1) 二〇一九年末及び二〇二〇年末時点で、難民認定申請中の者の数を示された。 (2) 二〇一九年末及び二〇二〇年末時点で、審査請求(行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の出入国管理及び難民認定法第六十一条の二の九第一項の規定による異議申立てを含む。以下同じ。)中の者の数を示されたい。 (3) 二〇二〇年の難民認定制度の「濫用」の件数を示されたい。 (4) 二〇二〇年三月に公表された「令和二年における難民認定申請者数等について」によれば、二〇二〇年の難民認定申請者のうち、五百五十六人が未成年であった。そのうち、難民認定申請時に在留資格を有していなかった件数を示されたい。 (5) 二〇二〇年末時点で難民認定申請中の者のうち、未成年者の数とその年齢の内訳を示されたい。	(6) 二〇二〇年末時点で審査請求中の者のうち、未成年者の数とその年齢の内訳を示されたい。 (7) 二〇二〇年三月に公表された「令和二年における難民認定申請者数等について」によれば、二〇二〇年に仮滞在を許可した者は十五人であった。このうち、未成年者の数とその年齢の内訳を示されたい。また、未成年者のうち、在留資格を有しない難民認定申請者を両親にもち、日本で出生後に難民認定申請を行った者の数を示されたい。 (8) 二〇二一年五月に公表された「本国情勢を踏まえた在留ミャンマー人への緊急避難措置」によれば、二〇二一年三月末時点で、二千九百四十四人のミャンマー出身者が難民認定手続を行っているとのことである。そのうち、審査請求中の者の数、複数回申請者の申請回数別の内訳、退去強制令書が発付されている者の数及び出入国在留管理庁の収容施設に収容されている者の数を示されたい。 2 難民認定者及び人道配慮による在留許可者について (1) 二〇一九年及び二〇二〇年に難民として認定された者(審査請求手続における認定者を含む。以下同じ。)のうち、複数回申請者及び退去強制令書発付後に難民として認定された者の数を示されたい。 (2) 二〇一九年及び二〇二〇年に難民としては認定されなかったものの、人道的な配慮により在留を認められた者(審査請求手続の結果、在留を認められた者を	含む。)のうち、複数回申請者および退去強制令書発付後に在留特別許可された者の数を示されたい。 (3) 二〇一七年から二〇二〇年(全期間)の統計がとれていない場合はとれている期間に難民として認定された者全てについて、難民認定申請から難民の認定を受けるまでに要した期間を示されたい。 (4) 難民認定事務取扱要領は、難民認定申請案件を「難民条約上の難民である可能性が高い案件、又は、本国が内戦状況にあることにより人道上の配慮を要する案件」(A案件)、「難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張している案件」(B案件)、「再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件」(C案件)及び「上記以外の案件」(D案件)の四類型(以下「四類型」という。)に振り分けている。二〇一九年及び二〇二〇年(全期間)の統計がとれていない場合はとれている期間に難民として認定された者について、四類型別の内訳を明らかにされたい。 (5) 前記一(1)(3)及び前記一(4)において、仮に「通常の業務において集計しておらず」、「膨大な時間を要することから、お答えすることは困難」である場合は、通常の業務において集計していない理由及び集計に要する時間の見込みを示されたい。 (6) 法務省は、二〇一五年九月に公表した難民認定制度の運用の見直しの概要の5の(1)においていわゆる「新しい形態の迫害」を申し立てる者が難民条約の
--	---	--	---

適用を受ける難民の要件を満たすか否かの判断に関して「難民審査参与員が法務大臣に提言をし、法務大臣がその後の難民審査の判断に用いるようにするための仕組み」を構築するとしている。

この「仕組み」に関して、参議院議員石橋通宏君提出我が国における難民認定の状況に関する質問に対する答弁書(内閣参質二〇一第一三四号)の「一の2の(5)」で「現在においても引き続き検討中」とされていたが、現在の状況を明らかにされたい。

また、二〇二〇年に難民として認定された者のうち、いわゆる「新しい形態の迫害」に当たる者は含まれているか。含まれているのであれば、その人数及びどのような迫害を受けていたのかを明らかにされたい。

(7) 二〇一四年十二月に公表された「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果(報告)」は、「難民該当性に関する判断の規範的要素を、我が国でのこれまでの実務上の先例や裁判例を踏まえ、また、UNHCRが発行する諸文書、国際的な実務先例及び学術研究の成果なども参照しつつ、可能な限り一般化・明確化することを追求するべきである」と提言している。この「一般化・明確化」について、現在の検討状況及び今後の作業予定を示されたい。

また、「一般化・明確化」の作業は、難民条約の規定の適用を監督する責務をもつUNHCRと共に行うべきと考え、政府の見解を示されたい。

3 一次審査について

(1) 二〇二〇年に難民不認定処分を受けた者のうち、事情聴取が一度も行われなかった事案はあるか。あれば、その件数及び理由を明らかにされたい。

(2) 二〇二〇年三月に公表された「令和二年における難民認定者数等について」によれば、二〇二〇年の一次審査の平均処理期間は約二・五・四月と、二〇一〇年以降最長を記録している。本来、難民認定申請は速やかに処理されるべきだが、処理期間が長期化している理由を示されたい。

4 審査請求について

二〇二〇年三月に公表された「令和二年における難民認定者数等について」によれば、二〇二〇年に不服申立てに「理由あり」とされた者及び「理由なし」とされた者のうち、四千七百五十九人には口頭意見陳述等期日が実施されていない。また、そのうち、二千七百二十一人が口頭意見陳述の申立てを放棄したとされている。

(1) 口頭意見陳述申立ての有無を確認する際、審査請求人に対しどのような説明を行っているか。

(2) 口頭意見陳述の申立てを放棄した二千七百二十一人以外の者について、口頭意見陳述等期日が実施されなかった理由を示されたい。

(3) 出入国管理及び難民認定法第六十一条の二の九第六項では、行政不服審査法第三十一条第一項における口頭意見陳述件数の例外規定として「申述書に記載された事実その他の申立人の主張に係る事実

が真実であっても、何らの難民となる事由を包含していないことその他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが適当でないと認められる場合」を挙げている。「その他の事情」とは何を指すか。

(4) 不服申立てに「理由あり」とされた者及び「理由なし」とされた者のうち、口頭意見陳述等期日が実施された者の数が一割未満に留まる状況で、不服申立て制度の適正性は担保されているといえるか。政府の見解を示されたい。

5 訴訟について

難民不認定処分取消請求訴訟及び難民不認定処分無効確認請求訴訟について、二〇二〇年に提起された件数及び終局裁判がなされた件数をそれぞれ明らかにされたい。加えて、難民不認定処分の取消し若しくは無効が確定した後、又は、難民認定処分の義務付け訴訟で国側が敗訴した後、難民認定がなされず、在留資格が付与されなかったケースはあるか。あれば、その理由を併せて示されたい。

二 空港等での庇護申請関係の統計について

前述した通り、政府は二〇一五年九月から「難民の迅速かつ確実な庇護」を推進するため難民認定制度の運用の見直しを行っているという。空港は難民保護のまさに最前線であり、上陸審査時に難民認定申請を希望した者に適切に対処できているかどうかは、「難民を迅速に庇護」できているか否か示す、重要な指標である。そこで、以下質問する。

1 二〇一九年及び二〇二〇年に一時庇護上陸許可を申請した者の数及び許可状況を国籍別に示されたい。

2 二〇一八年から二〇二〇年の我が国の空港における難民認定申請件数を、申請が行われた空港別に示されたい。仮に二〇一七年までは統計がとられていたにもかかわらず、二〇一八年以降統計がとられておらず、空港における難民認定申請者の実態が把握されていないとすれば、難民条約第三十三条第一項が定めるノン・ルフールマン原則が遵守されているか否かを検証することすら不可能である。当該統計をとることに対する、政府の見解を示されたい。

3 二〇二〇年三月に公表された「令和二年における難民認定者数等について」によれば、二〇二〇年に仮滞在を許可した者は十五人、仮滞在の許可を判断した人数は四百四十人である。そのうち、空港にて難民認定申請を行った者の数をそれぞれ明らかにされたい。

三 難民認定申請者の収容について

1 二〇二〇年末時点で出入国在留管理庁の収容施設に収容されていた者の数と、そのうち、難民認定申請中、審査請求中及び難民不認定処分の取消しを求める訴訟係属中の者の数をそれぞれ明らかにされたい。

2 二〇二〇年六月に公表された報告書「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」では、「仮放免を不許可とする場合及び仮放免の取消処分をする場合は、その理由をより具体的に告知するものとする」ことを検討すること及び「一定期間を超えて収容を継続する場合にはその要否を吟味する仕組みを設けることを検討する」ことを求めている。それぞれに関して、現在の検討状況を示されたい。

四 保護費の支給状況について

1 二〇二〇年度(全期間)の統計がとれていない場合はとれている期間。以下四5まで同じ。について、保護費を申請した者の数、保護費を受給していた者の数をそれぞれ明らかにされたい。

2 二〇二〇年度に保護費を受給していた者の申請から受給決定までの平均待機期間、平均受給期間をそれぞれ示されたい。

3 二〇二〇年に保護費を申請したが受給できなかった者の数、国籍の内訳、申請から結果が出るまでの平均待機期間を明示されたい。

4 二〇二〇年度の難民認定申請者緊急宿泊施設(以下「ESFRA」という。)の利用者数を性別、国籍別に示されたい。また、保護費の申請からESFRAの利用開始までの平均日数、最短期間及び最長日数をそれぞれ示されたい。

5 二〇二〇年度について、①保護費、②生活費、③住居費、④医療費のそれぞれの支給額を示されたい。また、二〇二〇年度のESFRAの予算額及び執行額をそれぞれ示されたい。

五 「送還忌避者の実態」について

二〇一九年十月に公表された「送還忌避者の実態について」で示した以下の事項について、二〇二〇年末時点での統計を示されたい。仮に回答することができないものがある場合は、二〇一九年十月時点での統計は示されてきたにもかかわらず、二〇二〇年末時点の統計を示すことが困難な理由を示されたい。

1 「送還忌避」被收容者について

(一) 退去強制令書の発付を受け、收容中の者の数

(2) 被收容者のうち送還を忌避する者の数及びその国籍の内訳

(3) 前記五1(2)のうち有罪判決を受けている者の数及び「犯罪の態様」の内訳

(4) 前記五1(2)のうち退去強制処分を複数回受けている者の数

(5) 前記五1(2)のうち仮放免中の逃亡や条件違反により仮放免が取り消された上で再收容されている者の数

(6) 前記五1(2)のうち難民認定申請を行ったことがある者の数及びその国籍の内訳

(7) 前記五1(2)のうち複数回の難民認定申請を行ったことがある者の数及びその国籍の内訳

(8) 前記五1(2)のうち退去強制令書の発付後に初めて難民認定申請した者の数及びその国籍の内訳

2 退去強制令書の発付を受け、仮放免中の者の数

3 二〇二〇年末時点及び現時点で拒食継続中の者の数

4 二〇二一年四月一六日の衆議院本会議にて、法務大臣は、「送還停止効は、難民認定申請中の者の法的地位の安定を図るために設けられた」と答弁している。一方、送還停止効を導入した「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」(平成一六年六月二日法律第七三号)に関する審議で、法務大臣は「難民認定申請中の者及び難民と認定された者の法的地位の安定化を早期に図るため・・・仮滞在許可制度を創設する(二〇〇四年五月一九日衆議院法務委員会)」と述べており、送還停止効の目的が法的地位の安定にあるとは述べていない。

むしろ、送還の停止は、国際慣習法であるノン・ルフールマン原則に基づくものであり、難民認定申請者の権利である。先般の、送還停止効の目的は法的地位の安定である旨の答弁は、立法趣旨に反するものではないか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和三年六月十五日
内閣総理大臣 菅 義偉
参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員石橋通宏君提出我が国における難民認定の状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石橋通宏君提出我が国における難民認定の状況に関する質問に対する答弁書

一の1の(1)及び(2)について

令和元年末時点で難民認定申請(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「管法」という。)第六十一条の二第一項の難民の認定の申請をいう。以下同じ。)中の者の数及び審査請求(入管法第六十一条の二の九第一項の審査請求をいい、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第六十九号)第七十五条の規定による改正前の入管法第六十一条の二の九第一項の異議申立てを含む。以下同じ。)中の者の数は、それぞれ、一万八千五百六十二人及び一万五千六百六十二人である。

令和三年末時点で難民認定申請中の者の数及び審査請求中の者の数は、それぞれ、一万七千六十一人(速報値)及び六千六百六十人(速報値)である。

一の1の(3)及び(4)並びに2の(5)について
令和二年に地方出入国在留管理局等(地方出入国在留管理局及び地方出入国在留管理局支局をいう。以下同じ。)における振り分けの段階で明らかに濫用・誤用的な案件として振り分けられたB案件又はC案件(難民認定事務取扱要領(平成十七年五月十三日付け法務省管総第八百二十三号法務省出入国管理局長通知)に「B案件」又は「C案件」として記載されているものをいう。以下同じ。)の数は、B案件が七十三件であり、C案件が三百八十二件である。

また、令和二年に難民認定申請をした者のうち、難民認定申請時に二十歳未満であったもので在留資格を有していなかったものの数は二百三十人(速報値)であり、このうち入管法第二十二條の二第一項の規定により本邦に在留していたものの数は二百十三人であり、不法に本邦に在留していたものの数は十七人(いずれも速報値)である。

一の1の(5)及び(6)について
お尋ねのような形で統計をとっており、お答えすることは困難である。

一の1の(7)及び(8)について
令和二年に仮滞在許可(入管法第六十一条の二の四第一項の仮滞在の許可をいう。以下同じ。)を受けた者のうち、仮滞在許可を受けた時点で二十歳未満であったものの数は十一人(速報値)であり、その年齢別内訳は、零歳が四人、一歳、三歳、八歳、十一歳、十四歳、十七歳及び十九歳がそれぞれ一人(いずれも速報値)である。

また、同年に仮滞在許可を受けた者のうち、出入国港である空港において難民認定申請を行ったものの数は零人(速報値)である。
その余のお尋ねについては、お尋ねのような

形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

一の1の(8)について

令和三年三月末時点で審査請求中のミャンマー人は六百五十三人(速報値)であり、その余のお尋ねについては、お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

一の2の(1)及び(2)について

平成三十一年から令和二年までの間に難民と認定した者、審査請求手続において認定した者を含む。九十一人のうち、二回目以降の難民認定申請に対して難民と認定したものの数は二人(速報値)であり、退去強制令書発付後に難民と認定したものの数は三人(速報値)である。

また、平成三十一年から令和二年までの間に難民と認定しなかったものの、人道上の配慮を理由に在留を認められた者八十一人のうち、二回目以降の難民認定申請に対して難民と認定しなかったものの、人道上の配慮を理由に在留を認められたものの数は三十七人(速報値)であり、退去強制令書発付後に在留を特別に許可したものの数は四十二人(速報値)である。

一の2の(3)及び(4)について

お尋ねについては、通常の業務において集計しておらず、集計に当たっては難民認定申請の受付及び処分を行う地方出入国在留管理局等に調査を行わせ、その結果を精査するなどの作業に膨大な時間を要することから、お答えすることは困難である。

一の2の(6)について

御指摘の「いわゆる『新しい形態の迫害』に係る御指摘の『仕組み』の内容については、難民審査参与員からの提言や諸外国の実例なども参考にしながら、現在においても引き続き検討中であり、この「いわゆる『新しい形態の迫害』」を受

けたことを理由に令和二年に難民の認定を受けた者はいない。

一の2の(7)について

御指摘の「一般化・明確化」については、難民認定制度の透明性向上の観点から、現在、我が国及び諸外国の実例や国連難民高等弁務官事務所(以下「UNHCR」という。)が公表した文書なども参考にしながら検討中であり、所要の作業が終わり次第、できる限り早期に公表する予定である。

また、御指摘の「一般化・明確化」の作業に当たっては、UNHCRの意見を聴くことを予定している。

一の3の(1)について

令和二年に難民不認定処分をした者について、難民調査官が行った入管法第六十一条の二の第十四第一項に規定する事実の調査において、難民認定申請をした者に対する事情聴取を実施したか否かは網羅的には把握しておらず、お尋ねの件数についてお答えすることは困難であるが、二回目以降の難民認定申請において、それ以前とは異なる新たな難民の地位に関する条約(昭和五十六年条約第二十一号)上の迫害事由に該当する事情を主張していない場合であって、過去の記録や申請書等の提出資料により難民の認定をしないかを判断できる等の理由により、事情聴取を行わなかった事案があることは把握している。

一の3の(2)について

平成二十二年から平成二十九年まで難民認定申請数が増加を続けていたことに伴い、審査期間が長期化している未処理案件が生じていた中で、それらを集中的に処理したことから、難民認定申請から処理までに要した期間の平均が長期化したものであると考えている。

一の4の(1)について

審査請求に係る口頭意見陳述(行政不服審査法平成二十六年法律第六十八号。以下「新法」という。)第三十一条本文に規定する意見の陳述をいい、新法による改正前の行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号。以下「旧法」という。)第四十八条において準用する旧法第二十五条第一項ただし書に規定する口頭で意見を述べる機会を含む。以下同じ。の申立ての有無を確認する際には、審査請求を受け付けた地方出入国在留管理局等の職員が、審査請求を行った者に対し、口頭意見陳述が、同人に主張する機会が十分に与えられるよう、同人が口頭で意見を述べる手続であることを説明している。

一の4の(2)及び(3)について

口頭意見陳述及び質問(新法第三十六条に規定する質問をいい、旧法第四十八条において準用する旧法第三十条に規定する審査を含む。)の期日が開かれなかった理由については、個別の事案によることから、一概にお答えすることは困難であるが、例えば、審査請求を行った者の主張が、何らの難民となる事由を包含しておらず、口頭意見陳述を実施することが適当でないとの理由により、難民審査参与員が口頭意見陳述を不実施とした事案があることは把握している。

また、お尋ねの「その他の事情」とは、難民不認定処分となった前回申請と事情の変化がないにもかかわらず、同様の申請を繰り返す者からの申請があつたという事情などをいうものとは解している。

一の4の(4)について

口頭意見陳述の機会を与えるか否かは、審理手続の主宰者となる難民審査参与員等が、個別

の事案ごとに適正に判断しているものと考えており、引き続き法令に基づいた不服申立て制度の適正な運用に努めてまいりたい。

一の5について

出入国在留管理庁において把握しているところでは、難民不認定処分取消請求訴訟及び難民不認定処分無効確認請求訴訟について、令和二年に提起された件数は十五件、同年に終局裁判がなされた件数は第一審、控訴審及び上告審の合計で三十件である。

また、難民不認定処分取消請求訴訟、難民不認定処分無効確認請求訴訟又は難民認定義務付け訴訟のうち、同年において国の敗訴が確定した事案については、確定後、いずれについても難民の認定が行われた。

二の1について

平成三十一年及び令和元年に一時庇護上陸許可(入管法第十八条の二第二項の一時庇護のための上陸の許可をいう。以下同じ。)の申請をした者の数は三十六人であり、その国籍・地域別の内訳は、イランが八人、スリランカが五人、エジプトが三人、ナイジェリアが三人、イエメンが二人、ガーナが二人、パキスタンが二人、モルドバが二人、イラクが一人、ウガンダが一人、カメルーンが一人、ソマリアが一人、中国が一人、中国(香港)が一人、チュニジアが一人、ドイツが一人、トルコが一人である。平成三十一年及び令和元年に一時庇護上陸許可を受けた者の数は、イラクが一人である。

令和二年に一時庇護上陸許可の申請をした者の数及び一時庇護上陸許可を受けた者の数は、現在集計中であり、現時点でお答えすることは困難である。

二の2について

お尋ねについては、通常の業務において集計

しておらず、集計に当たっては難民認定申請の受付及び処分を行う地方出入国在留管理局等に調査を行わせ、その結果を精査するなどの作業に膨大な時間を要することから、お答えすることとは困難であり、また、御指摘のような統計をとることは、現時点では考えていない。

三の1について

令和二年末時点で出入国在留管理庁の収容施設に収容されていた者の数は三百四十六人(速報値)であり、このうち、難民認定申請中のものの数は四十五人、審査請求中のものの数は七十八人(いずれも速報値)であるが、難民不認定処分取消請求訴訟係属中のものの数については、統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

三の2について

お尋ねの「仮放免を不許可とする場合」は、その理由をより具体的に告知するものとすることを検討することに関しては、検討の結果、令和三年二月十九日に閣議決定し、今国会に提出した出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案において、入管法に「入国者収容所長又は主任審査官は・・・仮放免を不許可としたときは、当該請求をした者に対し、理由を付した書面をもつて、その旨を通知する。」との規定を加えることとしたところである。

お尋ねのその他の事項に関しては、現在、今国会における御議論等をも踏まえて引き続き検討しているところである。

四の1について

令和二年度において、難民認定申請をしている者のうち生活に困窮するものに対する支援としてする保護費の支給(以下「保護措置」とい

う。)の申請をした者の数は、三百一十一人であり、保護措置を受けた者の数は、三百五十七人である。

四の2について

外務省においては、難民認定申請者保護事業等の実施を公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部(以下「委託先」という。)に委託しているところ、令和二年度における、委託先が保護措置の申請を受け付けてから保護措置を開始して差し支えない旨の結果通知を同省から受けるまでの期間の平均は、約九十二日である。

また、同年度における保護措置を受けた者の平均受給期間は、約十四箇月である。

四の3について

令和二年において、保護措置の申請をしたものの保護措置の開始が不相当と判断された者の数は、八十三人であり、その国籍は、イエメン、イラク、イラン、インド、ウガンダ、エチオピア、カメルーン、ガンビア、ギニア、ケニア、スリランカ、セネガル、タンザニア、中国、チュニジア、トルコ、ナイジェリア、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブルキナファソ、ミャンマー、リベリア及びブルワンダである。

また、同年における、委託先が当該申請を受け付けてから保護措置の開始が不相当である旨の結果通知を外務省から受けるまでの期間の平均は、約百日である。

四の4について

令和二年度において、保護措置の対象者のうち直ちに住居を確保する必要があるものに対する支援として提供している難民認定申請者緊急宿泊施設(以下「緊急宿泊施設」という。)を利用した者の数は、九人であり、その男女別の内訳は、男性が四人、女性が五人であり、国籍別の

内訳は、コンゴ民主共和国が五人、チュニジアが四人である。

また、保護措置の申請から緊急宿泊施設の利用開始までの平均日数は約十日、最長日数は零日、最長日数は四十九日である。

四の5について

お尋ねの令和二年度の支給額は、①保護費が一億六千四百四十二万三千五百九十円、②生活費が一億九百三十三万七千二百九十九円、③住居費が四千五百七十七万七千四百七十八円、④医療費が九百五十七万八千八百十三円である。

また、同年度の緊急宿泊施設の予算額は、三百四十七万六千六百円であり、執行額は、現在精算の手続を行っているところであり、現時点で具体的な金額をお示しすることは困難である。

五の1について

出入国在留管理庁が令和元年十月一日に公表した資料「送還・送還者の実態については、当該公表の当時における送還・送還者の実態等を明らかにするために特に集計等を行い、公表したものであるところ、お尋ねの各数値のうち、令和二年末時点の(8) 前記五(2)のうち退去強制令書の発付後に初めて難民認定申請した者の数及びその国籍の内訳については、集計を行っておらず、その余の(1)から(7)までの各数値は、次のとおりである(いずれも同年末時点の速報値)。

(1) 送還を忌避する者に限らず、退去強制令書の発付を受け、収容中の者(出入国在留管理庁の収容施設に収容されている者をいう。以下同じ。)の数は、三百三十人である。

(2) 退去強制令書の発付を受け、収容中の者のうち送還を忌避する者の数は、二百四十八人である。

また、国籍・地域別の内訳は、イランが二十五人、スリランカが二十五人、ブラジルが二十五人、ナイジェリアが二十三人、中国が十八人、フィリピンが十四人、ネパールが十一人、ペルーが十人、パキスタンが八人、バングラデシュが八人、ベトナムが八人、その他が七十三人である。

(3) 退去強制令書の発付を受け、収容中の者のうち送還を忌避する者で我が国において有罪判決を受けたことがあるものの数は、百五十五人(入管法違反によるものを除く。)である。

また、その内訳は、薬物関係法令違反が九十七件、窃盗・詐欺が六十二件、傷害・暴行・恐喝等が四十九件、交通関係法令違反が三十九件、住居等侵入が二十二件、性犯罪(強制性交等)が十六件、強盗・強盗致傷が八件、その他が七十一件である。

(4) 退去強制令書の発付を受け、収容中の者のうち送還を忌避する者で退去強制処分を複数回受けているものは、六十一人である。

(5) 退去強制令書の発付を受け、収容中の者のうち送還を忌避する者で仮放免取消歴があるものは、四十三人である。

(6) 退去強制令書の発付を受け、収容中の者のうち送還を忌避する者で難民認定申請を行ったことがあるものは、百四十八人である。

また、国籍・地域別の内訳は、スリランカが二十四人、イランが二十一人、ナイジェリアが十七人、ネパールが九人、バングラデシュが八人、その他が六十九人である。

(7) 退去強制令書の発付を受け、收容中の者のうち送還を忌避する者で複数回の難民認定申請を行ったことがあるものは、七十二人である。

また、国籍・地域別の内訳は、ナイジェリアが十一人、スリランカが十人、イランが七人、ミャンマーが六人、ネパールが五人、その他が三十三人である。

五の2について

令和二年末時点で退去強制令書の発付を受けて仮放免されていた者の数は三千六十一人(速報値)である。

五の3について

出入国在留管理庁が各收容施設からの報告に基づいて把握した拒食中の被收容者の数は、令和二年末時点で五人、令和三年六月九日時点で零人(いずれも速報値)である。

五の4について

御指摘の平成十六年五月十九日の衆議院法務委員会における野沢法務大臣(当時)の発言は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成十六年法律第七十三号)による仮滞在許可制度の創設等を含む難民認定制度の見直しの趣旨について、難民認定申請中の者及び難民と認定された者の法的地位の安定を図ることに係ることを述べたものであるところ、同法により新設された入管法第六十一条の二の六第三項の規定の趣旨が難民認定手続中の者の法的地位の安定を図ることにあることは、当該発言からも明らかであるから、「先般の、送還停止効の目的は法的地位の安定である旨の答弁は、立法趣旨に反する」との御指摘は当たらないものと考えている。

本年五月二十八日に北海道稚内沖でロシア国境警備局に拿捕された「第一七二栄宝丸」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和三年六月四日

鈴木 宗男

参議院議長 山東 昭子殿

本年五月二十八日に北海道稚内沖でロシア国境警備局に拿捕された「第一七二栄宝丸」に関する質問主意書

本年五月二十八日に北海道稚内沖でロシア国境警備局に拿捕された漁船「第一七二栄宝丸」に關し、以下、質問する。

一 宗谷海峡は国際海峡であると承知するが、政府の認識は如何。

二 日露間における稚内沖での国境は未確定だと承知するが、その理由を明らかにされたい。

三 日本側が考える稚内沖における中間ライン、操業区域を明らかにされたい。

四 稚内沖における日本の排他的経済水域(EEZ)内は、どこまでかを明らかにされたい。

五 衛星通信漁船監視システム(VMS)に記録が残っていると思うが、その記録からして、稚内沖でロシア国境警備局に拿捕された「第一七二栄宝丸」は、日本側が主張する中間ライン、操業区域内で漁をしていたと判断しているか、政府の認識は如何。

六 日露間の国境が画定していないのは、平和条約が締結されていないのが要因であり、今回の拿捕につながっていると考えるが、政府の認識は如何。

七 今回のような出来事が起きないためにも一日

も早い日露平和条約締結が重要と考えるが、政府の認識は如何。
右質問する。

令和三年六月十五日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員鈴木宗男君提出本年五月二十八日に北海道稚内沖でロシア国境警備局に拿捕された「第一七二栄宝丸」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員鈴木宗男君提出本年五月二十八日に北海道稚内沖でロシア国境警備局に拿捕された「第一七二栄宝丸」に関する質問に対する答弁書

一について
お尋ねの「国際海峡」の意味するところが必ずしも明らかではないが、宗谷海峡は、海洋法に関する国際連合条約(平成八年条約第六号。以下「国連海洋法条約」という)第三部に規定する国際航行に使用されている海峡に該当すると考えられる。

二について
お尋ねの「日露間における稚内沖での国境」の意味するところが必ずしも明らかではないが、宗谷海峡における日露両国の領海についてのお尋ねであれば、我が国は、宗谷海峡における領海の幅を三海里としており、日露両国の領海は接していない。

三から五までについて
お尋ねの「日本側が考える稚内沖における中間ライン、操業区域」、「稚内沖における日本の排他的経済水域(EEZ)内」及び「日本側が主張する中間ライン」の意味するところが明らかで

はないため、お答えすることは困難である。

その上で申し上げれば、沿岸国は、当該沿岸国及び当該沿岸国の海岸と向かい合っている海岸を有する他国のそれぞれの領海の幅を測定するための基線(以下「領海基線」という)の間の距離が四百海里未満の場合、当該他国との間における排他的経済水域の境界画定について当該他国との合意に達するまでの間、国連海洋法条約第五十七条を含む関連する国際法に基づき、当該沿岸国の領海基線から二百海里までの排他的経済水域についての権原を有する。我が国は、関連する国際法に基づく当該権原を踏まえ、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第七十四号)第一条において、我が国が国連海洋法条約に定めるところにより国連海洋法条約第五部に規定する沿岸国の主権的権利その他の権利を行使する水域である排他的経済水域を定めている。なお、同法の規定は、我が国及び我が国の海岸と向かい合っている海岸を有する外国のそれぞれの領海基線の間の距離が四百海里未満の場合、当該外国との間における排他的経済水域の境界画定について我が国が当該外国と合意に達するまでの間、我が国の領海基線から二百海里までの排他的経済水域について我が国が関連する国際法に基づき有する権原に何ら影響を与えるものではない。

また、漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)附則第八条第一項の規定により漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第三十六条第一項の許可を受けたものとみなされた「第百七十二栄寶丸」の同法第四十二条第一項に規定する操業区域は、東経百五十二度五十九分四十六秒の線以西のオホーツク海、海及び北海道松前郡松前町白神岬先端正西の線以北の日本海、海域である。

令和三年六月十六日 参議院会議録第三十二号 質問主意書及び答弁書

政府としては、関係者の説明も踏まえて総合的に分析し、今般の事案発生時、「第七十二榮寶丸」は、我が国の排他的經濟水域内かつ操業区域内で操業していたと判断している。
六及び七について

お尋ねの「日露間の国境が画定していないのは・・・今回の拿捕につながっている」の意味するところが明らかではないが、いずれにせよ、政府としては、ロシア連邦政府の意図についてお答えする立場にない。

その上で申し上げれば、政府としては、北方領土問題を可能な限り早期に解決すべきものと認識しており、ロシア連邦との間で領土問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針の下、粘り強く取り組んでいく考えである。